



令和 2 年 第 6 回
占冠村議会定例会会議録



自 令和 2 年 1 2 月 1 0 日
至 令和 2 年 1 2 月 1 1 日

占冠村議会

令和2年第6回占冠村議会定例会会議録（第1号）

令和2年12月10日（木曜日）

○議事日程

			議長開会宣言（午前10時）
			所管事項に関する委員会報告（議会運営委員会）
日程第 1			会議録署名議員の指名について（7番・2番）
日程第 2			会期決定について
			議長諸般報告
			総務産業常任委員長報告
			教育行政報告
			村長行政報告
日程第 3			一般質問
日程第 4	認定第 1号		令和元年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定 について
日程第 5	議案第 1号		財産の無償譲渡について
日程第 6	議案第 2号		占冠村議会議員及び占冠村長の選挙における選挙運動の公費 負担に関する条例を制定することについて
日程第 7	議案第 3号		租税特例措置法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する 条例を制定することについて
日程第 8	議案第 4号		占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定する ことについて
日程第 9	議案第 5号		令和2年度占冠村一般会計補正予算（第6号）
日程第 10	議案第 6号		令和2年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3 号）
日程第 11	議案第 7号		令和2年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 12	議案第 8号		令和2年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1 号）

○出席議員（6人）

副議長	1番	大谷元江君	2番	藤岡幸次君
	3番	五十嵐正雄君	5番	下川園子君
	6番	小林潤君	7番	児玉眞澄君

○欠席議員（1人）

議長	8番	相川繁治君
----	----	-------

○出席説明員

(長部局)

占 冠 村 長	田 中 正 治	副 村 長	松 永 英 敬
会 計 管 理 者	伊 藤 俊 幸	総 務 課 長	多 田 淳 史
企 画 商 工 課 長	三 浦 康 幸	農 林 課 長	平 岡 卓
林 業 振 興 室 長	根 本 治	建 設 課 長	小 林 昌 弘
住 民 課 長	小 尾 雅 彦	福 祉 子 育 て 支 援 課 長	木 村 恭 美
ト マ ム 支 所 長	平 川 満 彦	総 務 担 当 主 幹	阿 部 貴 裕
職 員 厚 生 担 当 主 幹	森 田 梅 代	財 務 担 当 主 幹	鈴 木 智 宏
税 務 担 当 主 幹	佐々木 智 猛	農 業 担 当 主 幹	杉 岡 裕 二
林 業 振 興 室 主 幹	高 桑 浩	建 築 担 当 主 幹	嵯 峨 典 子
国 保 医 療 担 当 主 幹	小 瀬 敏 広	保 健 予 防 担 当 主 幹	岡 本 叔 子
社 会 福 祉 担 当 主 幹	野 原 大 樹	介 護 担 当 主 幹	細 川 明 美
子 育 て 支 援 室 主 幹	石 坂 勝 美		

(教育委員会)

教 育 長	藤 本 武	教 育 次 長	合 田 幸
学 校 教 育 兼 総 務 担 当 主 幹	松 永 真 里	社 会 教 育 担 当 主 幹	蠣 崎 純 一

(農業委員会)

事 務 局 長 平 岡 卓

(選挙管理委員会)

書 記 長 多 田 淳 史

(監査委員)

監 査 委 員	木 村 英 記	監 査 委 員	児 玉 眞 澄
事 務 局 長	岡 崎 至 可		

○出席事務局職員

事 務 局 長 岡 崎 至 可 主 事 久 保 璃 華

◎開会宣言

○副議長（大谷元江君） おはようございます。ただいまの出席議員は6名です。定足数に達しておりますので、これから令和2年第6回占冠村議会定例会を開会いたします。

開議に先立ちまして報告いたします。本日、相川議長が入院加療中のため欠席しておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私、大谷が議長の職務を行います。よろしく願いいたします。

当面の日程等について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、小林潤君。

○議会運営委員長（小林 潤君） おはようございます。12月3日に開催しました議会運営委員会のご報告を申し上げます。今期定例会における会期は、本日10日から11日までの2日間といたします。議事日程、日割等については、あらかじめお手元に配布したとおりです。以上で報告を終わります。

◎開議宣告

○副議長（大谷元江君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○副議長（大谷元江君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○副議長（大谷元江君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、副議長において7番、児玉眞澄君、2番、藤岡幸次君を指名します。

◎日程第2 会期決定について

○副議長（大谷元江君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月11日までの2日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（大谷元江君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から12月11日までの2日間と決定いたしました。

◎諸般報告

○副議長（大谷元江君） これから諸般の報告を行います。

事務局長。

○事務局長（岡崎至可君） 審議資料の1ページをお願いいたします。今期定例会に付議された案件は、認定第1号から諮問第1号までの10件です。説明のため出席を要求したところ、通知のあった者の職及び氏名は村長以下、記載のとおりです。審議資料の2ページをお願いいたします。令和2年第5回臨時会以降の議員の動向は、11月27日、広報特別委員会から記載のとおりです。審議資料の6ページから7ページは令和2年10月分の例月出納検査結果です。以上です。

○副議長（大谷元江君） 次に議長に提出された総務産業常任委員会の報告書について説明を求めます。

総務産業常任委員長、五十嵐正雄君。

○総務産業常任委員長（五十嵐正雄君） 令和2年11月27日、占冠村議会議長、相川繁治様。占冠村総務産業常任委員長、五十嵐正雄。所管事務調査に関する調査報告について。こ

のことについて、次のとおり事務調査を実施したので報告する。

記、1、調査期日。令和2年9月30日。

2、調査事項。①占冠村一般廃棄物最終処分場利用状況調査、②共同土場利用状況調査。

3、調査経過。調査にあたっては、村長・副村長ほか、各担当者の同行により、現地説明を受けながら実施した。

4、内容。①占冠村一般廃棄物最終処分場利用状況調査。トラックスケールを早期導入・稼働し、正確なゴミ排出量の計測を行うこと。また、観光業の好調により、年々ゴミの排出量は増加している（本年度はコロナ等の影響により、ゴミ排出量は減ってはいる）が、計画では処理量が年々減少しており、明確な理由が示されていないことから、現計画の見直し（特に数値）を検討いただきたい。

増設後、現計画のとおり（または、それ以上）に延命できるよう、3R（減量化の推進）を徹底すること。特に、分別方法を住民に丁寧に説明することや、中間処理の検討も進めていただきたい。

家庭系及び事業系の一般ゴミ（埋立てゴミ）については、一般廃棄物処理基本計画書に記載されているとおり、早期有料化に向けて取り進めていただきたい。

増設後の施設の埋め立て限界は、遠い先の事ではないと考えられる。次の計画（別の箇所に建設する、費用対策等の方針）を見据えた検討をしていただきたい。また、広域連合での今後の処理について連携の議論を進めていただきたい。

②共同土場利用状況調査。付加価値を付けて販売できる面もある共同土場であったが、コロナ等の社会情勢のあおりを受け販売面での影響を受けた。

林業の六次化に向けてのマーケティング調査を過去に行ってきたが、製材ができる環境がないと製品化まで結びつけるのは困難と考えるため、今後の検討課題である。

林業事業者や将来林業で生計を立てている若手育成のためにも、利益がでる仕組みを検討願いたい。販売促進のためのマーケティングリサーチの勉強会等の開催も検討願いたい。

国道沿いの村のシンボルとなり得る施設であるため、草刈り等の環境整備も検討願いたい。

5、調査の継続。委員会での調査の結果は上記のとおりであるが、今後も引き続き調査を行うものと決定した。以上で報告を終わります。

○副議長（大谷元江君） 次に、議長に提出された教育行政報告について説明を求めます。教育長、藤本武君。

○教育長（藤本 武君） 議長のお許しをいただきましたので、教育行政報告をさせていただきます。教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価についてでございます。この件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき令和元年度事業分を報告書としてまとめ、11月18日付で占冠村議会に提出し、11月20日に開催されました議会総務産業常任委員会で報告させていただきました。報告は以上のとおりでございます。

○副議長（大谷元江君） これで諸般の報告を終わります。

◎村長行政報告

○副議長（大谷元江君） 村長から行政報告のための発言を求められておりますので、その発言を許可します。

村長。

○村長（田中正治君） 議長のお許しがありましたので行政報告をいたします。審議資料3ページになります。

1、報告事項。(1)新型コロナウイルス感染症対策について。道内における新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、道ホームページによると10月27日には1日当たり27名まで減少しておりましたが、その後再び増加に転じ、11月9日には1日当たり200名の新規感染者が確認されました。これを受け、道では11月7日から11月27日までを集中対策期間とし、すすきの地区を対象に飲食店等の営業時間の短縮等の協力要請に加え、感染リスクを回避できない場合における不要不急の外出自粛や札幌市外との不要不急の往来自粛などの協力要請措置を行うに至りました。

現下の感染状況は、依然として全道的に医療機関や介護施設などで集団感染が発生するとともに、幅広い世代での感染の広がりが見られ、また、特に医療機関においては、患者数の増加による病床のひっ迫に加えて、医療従事者の感染などによる人員不足等から緊急時の医療提供に影響を及ぼす可能性も生じていることから、12月11日まで集中対策期間が延長されております。

このような状況の中、本村においては幸い新型コロナウイルス感染症の感染者は確認されておらず、これも「新北海道スタイル」を実践していただいている事業者の皆様や、「新しい生活様式」を励行し、日常的に感染症予防対策に取り組んでおられる村民の皆様のご努力の賜物であると深く感謝申し上げます。占冠村におきましても、少なくとも週に1回、延べ49回の占冠村新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、各部署・関係機関同士の情報共有と感染予防対策につい

て具体的かつ柔軟な検討を加えているところでございます。

今後におきましても、村内事業者の感染防止対策への支援について検討を進めるとともに、プレミアム商品券発行事業の実施などさらなる村内消費の活性化を図ってまいります。

また、教育分野におきましても、各学校からの要望などについて聞き取りを行い、休校中でも対応できるICT環境の整備に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響緩和のための各種減免につきましては、村税の徴収猶予の特例及び現行の徴収猶予の適用を進めるとともに、村営住宅の減免申請などの相談も継続して受け付けてまいります。

新型コロナウイルス感染症については、依然として収束が見通せない状況にございますが、今後におきましても感染拡大の防止、村内事業者の事業継続、村民の皆様の生活への影響緩和、そしてコロナ後の新たな日常における子育てや教育環境の整備を進めるため鋭意努力していく所存でございます。この未曾有の困難を乗り越え、日常の住民生活と経済活動を取り戻すため努力してまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に4ページになります。(2)道営草地畜産基盤整備事業の進捗について。令和元年度よりスタートしました道営草地畜産基盤整備事業については、今年度より本格的な工事が始まり、草地整備改良236ha、草地造成1.1ha、雑用水整備892m、施設用地造成1カ所、バンカーサイロ1基が整備されました。うち本村分としましては、草地整備改良26.02ha、草地造成1.1haで、5戸の農家が受益者となっております。

令和3年度の整備計画は、草地整備改良・

造成 150ha（うち本村分は 5 戸 27ha）のほか、哺育・育成舎等の本格的な施設整備が予定されており、令和 4 年 4 月からの一部供用開始をめざしております。今後も関係市町村・関係機関と連携を図りながら、令和 6 年度の事業完了と富良野地域の酪農・畜産振興に努めてまいります。

(3) 道東自動車道占冠ートマム I C 間の 4 車線化について。10 月 13 日、NEXCO 東日本北海道支社帯広管理事務所の生方所長が来訪され、改めて道東自動車道占冠インターチェンジからトマムインターチェンジ間 19.9 km の 4 車線化の概要等についてご説明を頂きました。

占冠インターチェンジからトマムインターチェンジ間の事業費は約 970 億円。現在、この区間には橋が 18 本、トンネルが 4 本ございます。設計中の現時点ではまだ詳細なルートは決まっておきませんが、この度の 4 車線化工事においても、ほぼ同規模の橋梁やトンネル工事などが必要になるとみられております。占冠ートマム間は冬期間の交通事故で通行止めになることが比較的多く、その頻度が少なくなるとともに、国道が不通になった災害時の代替道路として、道東と道央の物流を担う路線の機能が強化されるものと期待しております。この区間の 4 車線化に関わる用地買収はほぼ終わっており、今後は測量や地質調査などの準備作業が進められるとのこととす。

新聞報道によりますと、前回の道東自動車道 2 車線化の工事中には、村内 3 か所に工事関係者の宿舎が置かれ、100 人以上が滞在していたとのこととす。このような工事関係者による地元経済への波及効果も大きいものと考えております。占冠村といたしましても、観光・商工業・住民生活に大きな影響を及ぼ

すこの事業の成功に向け、できる限りの協力を行ってまいりたいと考えておりますので、今後とも議員の皆様のご支援とご協力を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

次に 5 ページになります。2、主な用務です。11 月 27 日、令和 2 年第 5 回占冠村議会臨時会以降の行動については、記載のとおりでございます。以上で行政報告を終わらせていただきます。

○副議長（大谷元江君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第 3 一般質問

○副議長（大谷元江君） 日程第 3、一般質問を行います。順番に発言を許します。

6 番、小林潤君。

○6 番（小林 潤君） 議長のお許しを得ましたので一般質問をいたしたいと思ひます。今回は 3 点について伺いたいと思ひます。まず 1 点目ですけれども、役場庁舎の雨漏り防水工事についてでございます。今日も役場の正面玄関入りましたら、雨漏り用のバケツが 2 つ置いてあったという状況でありました。大雨の翌日になると、役場庁舎の特定の場所で雨漏りが見受けられます。直近では、今日もそうですけれども、11 月 20 日の総務産業常任委員会開催の日の朝も雨漏りを確認して、バケツが設置されていたところでございます。

場所は、1 階では会計室とその入口及び福祉担当の一部、それから 2 階では教育委員会の社会教育担当の一部、それと 2 階にある非常階段のところでございます。そして 3 階では、議員控室の一部から雨漏りが確認をされております。会計室とその入り口は、私が現職の時から雨漏りをしていたと記憶しております。3 階でも雨漏りが発生しているということは、2 階と 3 階の屋上が発生源であると

ということが想定されます。

村でも、昨年の6月定例会で総合センター改修事業設計委託業務として159万5千円の補正予算を提案しましたが、最終的に業者との事前協議で改修に1千万円以上かかるということで予算執行はせず、今年6月の定例会で専決処分として減額を補正しております。私、昨年12月の定例会で一般質問しましたが、役場庁舎の新築については、今の段階では考えていないという村長の答弁でございました。

大雨が降れば翌日に雨漏りが続くというような状況にありますので、この雨漏りの防止というか、解消に向けて村長はどのように考えているのか、お伺いをします。

○副議長（大谷元江君） 村長。

○村長（田中正治君） 小林議員のご質問にお答えをいたします。総合センターの老朽化による雨漏りにつきましては、雨水排水溝の詰まりなど原因が分かっているもの、原因と疑われる箇所の応急対応によっても改善が図られないものがございます。また、防水工事には高額な修繕費用を要するため、応急的な補修で対応しているのが現状でございます。

総合センターには、雨漏りのほかに、バリアフリー、耐震化など多くの課題があり、将来の大規模改修を含めた試算が必要だと考えております。耐震化のための基金積立も現在の財政状況では厳しいものがございますので、一定程度の財源が確保されるまでの間は、部分的な補修による対応となりますが、今までのご指摘も含めて全体的な計画を検討し、お示しをしていく必要があると考えております。以上です。

○副議長（大谷元江君） 6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） 今の答弁の中では、やはり大規模改修するとなれば、結構予算がかかるということでした。私、去年

の役場庁舎の新築について、すぐやると言っても財源がないので、新庁舎の新築に向けた基金を創設してはどうかという質問もしたんですけれども、村長はその時に、基金の中でも占冠村公共施設等維持管理基金というのがあるので、そちらに積立をするなり、増やしてそれに対応するのも一つの手だと考えているということを答弁されました。今年の決算書、その中で基金の現在高の額を見ますと、今言いました公共施設等維持管理の基金については3900万2千円が現在のところあるんですよ。

総合センターも公共施設の一つですので、今村長のほうでは具体的にどうやるというお示しはなかったんですけれども、少なくともそれなりの金額がかかるわけですから、この雨漏りはもう5年前から始まっていて、その度に応急処置ということで、私も見ていまして、当然、役場職員が事務を執るだけでなく、村民の方もいろいろな申請等で来る場所ですので、もっと計画性を持って、例えば、今言った基金に毎年、額はよく分かりませんが、例えば毎年500万ずつ積んで、3年後には直したいというようなことまで考えていかなければ、このままずるずる行って、今回、場所を確認したところ、福祉担当のほうも雨漏りがあって、そしてよく見ると天井から雨漏りが書類にかからないように、ビニールで下のバケツのほうまで水を誘いこむといますか、そういう部分で結構、苦労されているような状況も見られました。

職員の口からはなかなかこういうことは言い出せないと思うんですけれども、やはり端から見て、雨漏りのたびに朝から雨漏りの作業をして仕事に入るとなれば、なかなかモチベーションの部分でもどうなのかなという気がしております。これはしつこいようですね。

れども、5年前から始まっていることですので、もうちょっと掘り下げた答弁がいただけるのであれば、伺いたいと思います。

○副議長（大谷元江君） 村長。

○村長（田中正治君） ご指摘のありました箇所でございます。会計室、それと福祉子育て支援課の雨漏りについては、庁舎のクラック等からの侵入水によるもので、根本的な解決は難しいだろうと思いますけれども、新年度予算において天井部分の改修を実施したいと考えております。それからもう1点、議員がおっしゃいました11月20日の雨漏りについては、受水槽上の屋根の雨水排水溝がごみにより閉塞しまして、溜まった雨水が壁を伝って漏れ出したものでございます。このような雨漏りは、排水溝の清掃により解消されるかと思っております。

それから、冒頭、言われておりました公共施設等維持基金でございますけれども、これも私が総務課長の時に雨漏り等老朽化が激しいということで、この基金を創設しまして、当時5千万を積立てスタートさせたわけでございますけれども、この間、さまざまな公共施設に関わる修繕等で、なかなか増えないというのが現状であります。ご指摘のとおり、計画性を持って積立をするということも必要かなと考えております。

併せて、ボイラー等も含めて、さまざまな修繕箇所が発生をすると想定されますので、いずれにしても放っておけない課題ですので、試算を元に計画を立てて、それに向けて計画的に実施をしていくということで、検討させていただきたいと思います。

○副議長（大谷元江君） 6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） 今、村長から、雨漏りだけじゃなく、ボイラー等も含めて計画的に実施をするという回答を得られましたので、

質問2に移りたいと思います。

今回、村では新型コロナウイルスに関する緊急対策として、感染防止対策ですとか事業継続対策、それから生活への影響緩和の対策等、いろいろな施策が講じられてきております。私は今回、生活への影響緩和対策であります勤労者生活資金の利用実績について伺いたいと思います。これも当初予算で600万積立をしております、補正で400万円追加して、融資枠も2千万円としている内容でございます。また、融資の内容ですけれども、生活資金も従来ですと50万円から倍の100万円、教育資金については従来100万円から300万円となっております。

結構国でもこういうコロナ禍で仕事が減って収入が減った人の対策も行われておりますし、私自身は400万の積立金を補正して、すごく良い取り組みだと思っております。うちの村でも、人口は少ないんですけれども、コロナ禍の状況で仕事が減って、収入が減って、これを活用している村民もいるんじゃないかなということが気になって、あえてこういうコロナ禍の時だからこそ、質問させていただきました。まだ年度は終わっていませんから、事業は継続中ですが、現在押さえている部分で構いませんので、利用実績についてお伺いをします。

○副議長（大谷元江君） 村長。

○村長（田中正治君） 勤労者生活資金についてのご質問でありますけれども、勤労者生活資金の昨年度の新規融資申込は1件、昨年度末の融資件数は2件、融資残高は2件合計で162万1807円でした。本年12月1日現在の融資件数は2件、融資残高は合計で144万405円となっております。以上です。

○副議長（大谷元江君） 6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） もし利用されている

方がいなかったら、どういうふうに理解しようかと思っていたんですけれども、実際利用者がいるということでしたので、これはこれで納得といたしますか、了解をいたしました。

それでは質問3番目に移ります。観光事業者支援の継続についてということです。新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策の宿泊事業者分、村の施策でいけば、事業継続支援金・感染防止対策支援金があるんですけれども、宿泊事業者分に特化して伺います。

村内のある宿泊事業者への聞き取りでは、この村の支援事業は、収入が半減する中で、Go To トラベルを受けるための感染防止対策に有効に活用することができて、大変助かったということでした。また、国の持続化給付金に準ずる村の事業継続支援金についても、非常に評価しておりました。本人の言葉で言えば、本当にこの辛いときに助かった、ありがたかったという声で、あえて私は、評価しておりましたっていう表現にさせてもらっております。コロナ禍が続き、村の支援事業がなくなれば非常に不安だということも、お話の中で語っておりました。

今、新型コロナウイルス感染拡大第3波を迎え、年度内収束には程遠い状況にあります。今回の村の対策事業の財源の半分以上は地方創生臨時交付金で賄われておりますが、新年度においても新型コロナウイルス感染が収束しない状況が続く場合、村の支援事業の継続について検討する用意があるのかお伺いいたします。

○副議長（大谷元江君） 村長。

○村長（田中正治君） 観光事業者支援のご質問でありますけれども、この度の新型コロナウイルス感染症の流行は、観光産業に大きな影響を及ぼしており、議員のご指摘のとおり、宿泊事業者にはとりわけ深刻な打撃を与えているものと認識をしております。

支援事業につきましては、国の補正予算で計上された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、本年度は2回に渡り実施してきております。しかし、新年度において、国が同様の補正予算措置を行うか否かについては、今のところ不透明な状況でございます。新年度につきましては、コロナの状況と国の交付金の動向を注視し、商工会やリゾート関連事業者などと連携を密に取りながら対応を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（大谷元江君） 6番、小林潤君。

○6番（小林 潤君） ただいまの答弁の中で、国の動向、来年以降も、地方創生の臨時交付金が潤沢に交付されるのかという部分で不透明な部分があると答弁でございました。その中で、新年度の予算編成でも、財源が確定していない中で、先ほども言いましたけれども、村の支援事業は国の臨時交付金が半分以上財源となっておりますからいたしかたないところがあると思うんですけれども、村長も答弁が大変だとは思っているんですけれども、今年もそうだったように、やっぱりコロナ禍の状況、国からの交付金が間違いなく交付されるという状況になれば、コロナの状況を十分勘案して、今年のように新年度でも補正で対応していく考えがあるのかをお伺いします。

○副議長（大谷元江君） 村長。

○村長（田中正治君） 宿泊事業者の宿泊客数については9月から10月にかけて、どうみん割やGo To トラベルの実施などにより、一時的に回復が見られた時期もございました。しかし、11月から再び道内で大規模な新型コロナウイルスの感染拡大が始まりまして、現在においてもその収束が予測できない状況となっております。村といたしましても、村内の感染防止と村内事業者の事業継続は、コロナ対

策事業の柱とも考えておりますので、今年度におきまして、第3期の支援について前向きに検討をしてみたいと考えているところでございます。

一方、議員の言われた新年度におきましては、やはり国の交付金の動向や、これからの感染状況の動向が不透明という部分もございますので、これからリポート、あるいは、商工事業者等と連絡を取りながら協議を継続して、それらに対応をしてみたいと考えております。以上です。

○副議長（大谷元江君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 改めまして、おはようございます。それでは私のほうから一般質問をさせていただきます。本日は大きく3点について伺いますが、まずその1点目であります。埋め立てゴミの有料化について伺います。なお、埋め立てゴミという名称であります。基本計画上では一般ゴミから名称変更するとしていますので、ここでは埋め立てゴミという名称を使わせていただきます。

この有料化という問題でありますけれども、過去の議会におきましても幾度か議論をされてきたわけですが、この間、村長は一貫してゴミの減量化は有料化ではなく、住民の皆さんの意識改革にあり、これを進めるという方針を示されております。しかしながら現実を見ますと、残念ながらこの間にも埋め立てられているゴミの量は決して減っているとは言えない状況でありまして、実績値を見ますと、この2年間、平成30年・令和元年であります。共に埋め立てられたゴミの量は1400トン、これを超えております。

基本計画には、減量化を進めたうえでの毎年の埋め立て予想量、推計値を掲載しております。現在の1400トンを超えているゴミの量は、予想推計値の約1.6倍にもなっているの

が現状でありますし、無料が故に、村外のゴミがこの処分場で処理をされているという可能性も否定できないわけでありまして、令和4年には新最終処分場の供用が開始されます。建設概要では、限られた容積となることから、延命化のためにもゴミの減量化は喫緊の課題でありまして、より具体的な施策での強化をすることが必要であり、有料化については考える時期に至っているのではないかと思います。村長の考えを伺います。

○副議長（大谷元江君） 村長。

○村長（田中正治君） 児玉議員のご質問にお答えをいたします。これまでの取組みで、空き缶、あるいはプラスチック、各種びん、生ごみ、ペットボトルの分別に必要な指定袋を住民の皆様に購入していただき、収集してきているところでございます。この指定袋については、有料で購入していただいておりますが、あくまでも商品代金として費用負担をいただいているものであります。また、埋め立てゴミについては市販の透明、または半透明の袋で排出をお願いしています。

ゴミの処理に関わる費用負担を求める有料化という意味では、占冠村ゴミ減量化対策推進委員会からの提言や、昨今のさまざまな市町村での取組みの中でゴミの減量化に対する期待や効果を感じてはおりますが、現状、コロナ禍において、先の見えない状況やさまざまな負担が増えている状況を鑑みると、今はそのような時期ではないかなと考えているところでございます。

○副議長（大谷元江君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 有料化についてはまだ時期尚早というご意見かと思っておりますけれども、ただ、先ほども申し上げましたように、令和4年に新最終処分場が供用開始になります。この容積をみますと、現在の稼働してお

ります最終処分場の1/5の容積になるわけ
でして、予想された減量化をして、予想され
た数値でいきますと、15年あるいはそれ以上
持つかもしれない最終処分場が現在のゴミの
量では5年、6年しか持たないという、まさ
に待ったなしの現在状況であります。なんと
か減量化を強力に進めていかないと、最終処
分場がすぐ一杯になるということにもつなが
るんじゃないかと思えますけれども、どう考
えますか。

○副議長（大谷元江君） 村長。

○村長（田中正治君） ゴミの減量化につ
いてでございますけれども、令和2年度から粗
大ゴミの破碎処理を実施してきています。3
回の収集で約21トンの粗大ゴミが排出され、
リサイクルできる素材の分類、破碎により埋
め立て量は約13トンとなり、約35%の減
量化が図られました。また、ゴミ分別、パン
フレットの配布、3Rの啓発、マイバッグ運
動の推進や広報誌面での啓発により、住民
の意識改革に努めてきているところですが、
指定袋を使わない、あるいは不十分な分別、
指定日以外での排出、ゴミのポイ捨てや不
法投棄などが散見される状況もあります。こ
れらの改善を優先的に進める必要があると考
えておりますので、今後もより一層の意識
改革、意識向上の啓発に取り組んでまいり
たいと思っております。以上です

○副議長（大谷元江君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 意識改革を継続す
ることですけれども、何度も申し上げます
けれども、現状の意識改革ではゴミが減っ
ていないんですよ。むしろ増えている傾向
にあるわけですね。意識改革だけ取り上げ
させていただきますと、今までの意識改革
ではゴミの量は減らない。であれば今後
ゴミの量を減らすための意識改革どのよ
うに組み込まれ

ていくのかお伺いします。

○副議長（大谷元江君） 村長。

○村長（田中正治君） 先ほども申し上げ
ましたけれども、さまざまな取組みを現在
も行っております。ゴミの分別パンフレ
ットの配布、あるいは3Rの啓発、広報誌
面等での啓発等、さまざまな方法を使い
ながら住民の皆さんに分別についてのご
協力をいただいくという努力を続ける
ということでございます。

先ほども申し上げましたけれども、一
般ゴミの収集実績からいきますと、現状
では議員の言われるとおり、1400ト
ンを超えておりますけれども、30年度
で1482トン、前年比で126%でござ
いました。令和元年度は1406トンで
前年比95%、コロナ禍ということもあ
って、令和2年はさらに減少するだろ
うと思っております。議員の懸念され
ているとおり、正常なリゾート運営が
行える状況になれば、ゴミの量とし
ては増えていくだろうということは想
定がされます。

そういった中で、リゾートとも協議を
しながら、自分で処理できるものにつ
いては現在、生ゴミについては事業者
の努力で、資源化で処理をしていただ
いておりますけれども、そういったさま
ざまな方策を取りながら、減量化を
していく。これが、現在考えている
状況ですけれども、有料化については
当然、今日の総務産業常任委員会
の報告書にもあったように、検討
すべきという議会意思表示もあり
ましたので、これは真摯に内部検討
させていただきたいと思っております。
以上です。

○副議長（大谷元江君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） それでは次の
質問に移りたいと思います。

次2点目でありますども、防災対策
についてお伺いいたします。まず1
点目、防災拠点となる施設の耐震化
についてであります。本

年の3月、地域防災計画が改訂されまして、本村においても震度6弱の直下型地震の恐れがあり、これが発生すると村内全域に甚大な被害が生じると想定しています。防災計画ではその対策の一つとして、建造物の安全化、つまり、耐震化であります。これを積極的に進め、特に防災拠点や公共施設の耐震性の向上を図るとしています。

現在、村内4地区に計10箇所、公共施設が緊急避難場所として指定されております。まず、これらの避難所の耐震化の現状について伺います。

○副議長（大谷元江君） 村長。

○村長（田中正治君） 指定避難所の耐震化についてのご質問にお答えをしたいと思いますけれども、本村の指定避難所は災害対策基本法第49条の4、つまり指定緊急避難所、それと第49条の7、指定避難所、それらの規定に基づきまして平成29年7月に村内の公共施設9箇所を指定し、福祉避難所として保健福祉センターノンノを指定し、合計10箇所を避難所として指定しております。

この10箇所のうち、耐震化基準を満たしている施設は、占冠中学校、占冠村コミュニティプラザ、美園地区集会所、トマム学校、トマムコミュニティセンター、ノンノの6箇所となります。以上です。

○副議長（大谷元江君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 耐震化の現状につきましては10箇所が現在、避難所指定をされているわけですが、このうち6箇所については耐震化されているということですが、昭和56年に建築基準法が改正されまして、それ以前の建物、つまり昭和56年以前に建築された建物は、旧耐震基準の建築物というそうです。危惧されるのは、この旧耐震基準の建物でありまして、これについては震度

6になると倒壊する可能性が高いとされています。具体的に申し上げますと、双民館、双珠別住民センター、総合センター、中学校、地域交流館、この5箇所が該当します。

この内、中学校は耐震改修、これは文科省の指導もあつてのことかと思えますけれども、改修されておりますけれども、他の4箇所は耐震改修されていないわけでありまして、加えて老朽化もある。甚だ耐震性が懸念されるわけでありまして。防災計画上では、これらの施設については避難所には成り得ないという施設であります。今後もこれらの施設、4箇所でありますけれども、避難所として存続させるなら、当然、耐震改修、あるいは補強が必要だと思いますが、これについてはどう考えますか。

○副議長（大谷元江君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員のご指摘のとおり、耐震基準を満たしていない避難所につきましては、耐震化はもとより経過年数相応の施設の老朽化が進行しております。現時点におきましては、これらの施設の耐震化及び改修、補強工事を実施する計画はありません。

平成30年2月に北海道が公表した平成28年度地震被害想定調査結果報告書に基づきますと、本村の地表における震度が5以上になるなど、大きな被害を及ぼす可能性が高い地震による被害想定では、全棟倒壊が1棟未満、半棟倒壊が最大で1棟、避難所生活者数も最大で20人と想定されております。もちろん、直下型の地震の場合は、さらなる被害となることが想定されますが、まずは耐震基準を満たした避難所の開放を最優先として、安全が確保された屋外での避難所の開設、協定を締結した施設等での受け入れも検討してまいりたいと考えております。

○副議長（大谷元江君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） あえて耐震改修計画はないということでもありますけれども、例えば双珠別地区を見ますと、双珠別地区には双民館、それから住民センターの2箇所が避難所とされております。ただ、この2箇所の避難所は共に旧耐震基準の建物でありまして、非常に倒壊する可能性が高い建物でありまして、いざ地震ということになりますと、使用は不可ということになろうかと思えます。そうしますと、双珠別地区においては、避難所はなくなるわけでありまして、車で動けばいいじゃないかということもありますけれども、地震の場合については、車は極力避けなさい、徒歩で移動しなさいという指導といたしますかね、そういう方針が出ております。

そうしますと、双珠別地区の皆さんは非常に困るわけですね。コロナ対策として避難所の増設も現在求められております。地域住民の皆さんの安心のためにも、地区に1箇所程度は、例えば、双珠別で言いますと、双民館、双珠別住民センターの両方をやらなくてもいいと思えます。例えば、双珠別住民センターだけ耐震補強をする。耐震性を高める。そういった方法でも良いと思えます。地区に1箇所程度は、補強された建物が必要ではないかと思えますけれども、村長の考えを伺います。

○副議長（大谷元江君） 村長。

○村長（田中正治君） 地区ごとに耐震補強のされた施設ということもございますけれども、議員の言われるとおり、理想だと思えます。そういった中で、現状でそういった施設の耐震補強が可能かどうかも含めて、これは相談をしなければならぬだろうなと思っております。先ほども申し上げましたけれども、可能性としてそういったことが発生するということは非常に低いわけですが、現在の状況ですとそういったことも言ってい

られないということですので、まずは耐震化が完了しているところに避難をしていただくというのが、当面の対策としては必要なのかなと考えているところでございます。

○副議長（大谷元江君） 休憩に入りたいと思います。ここで午前11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

○副議長（大谷元江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 耐震化までお話を伺いましたけれども、続きまして避難所の指定についてお伺いします。避難所につきましては、先ほどから村内10箇所、利用できる避難所を使うというご答弁でありますけれども、村内10箇所の避難所は防災のしおり、またはハザードマップ上に掲載されています。ここにありますが、指定緊急避難場所一覧ということで掲載されております。

これを見ますと、災害一律に対応する避難所になっていて、住民の皆さんには大変不親切な掲載の仕方じゃないかと思うんですね。というのも、先ほどから申し上げてますように、災害の種類によって開設される避難所は限られてくるわけですね。地震の際は、倒壊の恐れのある施設は避難所には成り得ません。つまり、この総合センターは地震の際は避難所とは成り得ないわけですね。

それと水害時においても、現在、確か中央地区には5箇所避難所ありますけれども、この内、機能するのは中学校と美園集会所、あとの3箇所については3メートルから5メートルの水の底になってしまうと。事前に機能する避難所は分かっているわけですから、災害に応じた避難所をあらかじめ区分けして、

そして指定をして住民に周知をする。こうすべきじゃないかと思えますけれども、村長の考えを伺います。

○副議長（大谷元江君） 村長。

○村長（田中正治君） 災害に応じた避難所を区分けして指定してはどうかというご質問でございます。指定緊急避難場所、それから指定避難所においては、災害対策基本法施行令によりまして安全区域内に立地することが条件とされており、その災害の種類により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に指定されている地域内にある施設は指定緊急避難所及び指定避難所とは成り得ませんとなっております。よって、平成29年7月の避難所指定の際にも、双珠別住民センター、占冠村総合センター、占冠村コミュニティプラザは洪水の場合の避難所には指定をしておりません。

村民の皆さんには災害に対する備えとして、日頃から洪水時には高台に避難すること、重ねて実施しております洪水を想定した避難訓練の避難場所は占冠中学校としていることから、広く承知されているものと理解しておりますが、広報誌、あるいは村ホームページ等を活用し一層の周知を図ってまいります。

また、村外の方等への周知方法としては、占冠村総合センター、占冠村コミュニティプラザ入口にピクトグラムを使用した看板を表示していると共に、避難所の位置情報をオープンデータで公表し、各種防災、地図アプリケーション、インターネットで避難場所の対応する被害の種類等の情報を入手することが可能となっております。議員のご指摘のとおり、ハザードマップには指定避難所としか書いていないので、災害の種別については改めて広報等でお知らせをしたいと考えております。

○副議長（大谷元江君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 続きまして、防災対策の3点目であります。防災訓練の村内での広域化についてお伺いをいたします。本村における防災訓練、今年は9月25日に水害夜間、そしてコロナ対策ということで実施しております。気になるのが訓練の対象地域なんですね。私の把握してる限り、これまでの約7年間を振り返ってみますと、村の防災訓練はすべて中央地区及び占冠地区を対象にしています。想定する災害が水害とすること、あるいは人口の面から危険性のある重点地域で行うということに理解はできますが、災害は水害ばかりでないわけでありまして、大震災では村内全域広範囲に甚大な被害が生じるということは指摘されているとおりであります。

そこで、毎年とはいいませんが、関係機関も加えて村内全域各地区が連携した総合的な防災訓練を実施し、シミュレーションを通して災害に備えておくことも必要ではないかと思いますが、村長の考えを伺います。

○副議長（大谷元江君） 村長。

○村長（田中正治君） 防災訓練の広域化ということのご質問であります。村では、平成30年9月の北海道胆振東部地震の際に発生したブラックアウトを経験したことを機に、平成30年度に冬期間に地震が発生し、停電となった場合を想定して、地域を限定せず村民の方を対象に防災訓練を実施しております。この訓練では、占冠村コミュニティプラザに災害対策本部を設置し、職員による災害対策本部運営訓練、避難所の開設訓練と併せて、日赤のボランティアによる炊き出し訓練、村民の参加者を対象に地震により倒壊した建物の下敷きになった要救助者の救助訓練、要支援者の避難支援訓練、身近な物を使った応急手当訓練、それから避難所運営ゲームD oはぐの実施、冬期間の停電下での避難所宿泊体験

を実施しております。

本村といたしましては、課題となっております参加者の固定化や訓練内容のマンネリ化を防ぐために、毎年、訓練の内容を変更し、改善を図っているところであり、3年計画で洪水を想定した日中の避難訓練、夜間の避難訓練、地震を想定した防災訓練を実施しており、来年度は地震を想定した防災訓練の実施年となることから、新型コロナウイルス感染症対策、感染症防止の配慮を含めた避難所の設営、宿泊体験を実施したいと考えております。

また、村内全域が連携した避難訓練については、トمام地区などは毎年トمام支所も加わって、町内会主体になりますけれども、毎年避難訓練を実施し、私も何回か参加をさせていただきましたが、遠距離ということもあって、そういった地区ごとの訓練もさせていただいております。いずれにしても、行政区長など地域の関係者の皆様と協議しながら開催に向けて進めてまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（大谷元江君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 確かに各行政区、あるいは行政区内の自主防災組織等で訓練に取り組んでおります。私のところの中央地区においても、3行政区合同で訓練を毎年やっておりますが、例えば、中央地区で訓練を行ったとしても、トمام地区あるいは双珠別地区と連動してやることはないわけですから、行政区単独でやるということになるわけですから、例えばトمامの水害時も必ずしも円滑な連携ができていたかという、そうではなかったというような話も関係者から聞いております。

そういったことも入れますと、どうしても災害対策本部は役場所在地が中央ということから、当然中央地区に対策本部が置かれるわ

けですから、そこを中心として指令を発するなりなんなりということになるわけですが、これが遠距離、離れてしまうとなかなか上手いかない、これはもう経験しているわけですから、そういったことを踏まえて連携した訓練は必要ではないかと思っておりますけれどもいかがですか。

○副議長（大谷元江君） 村長。

○村長（田中正治君） 連携した訓練という意味では、災害対策本部における図上訓練というのがありまして、災害対策の専門員が振興局にいらっしゃるんですが、その方をお招きして消防、消防団、役場職員、対策本部員、これらの図上訓練として村内全域の連携を図るための訓練は実施をしております。

ただ、議員のおっしゃるように、村民を全員、そういう体制で一堂に会して訓練はなかなか難しいというのは現実としてあるものですから、そういったことも今後、何ができるのかということは検討する材料かなとは考えております。以上です。

○副議長（大谷元江君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） それでは次の質問に移ります。一般質問に対する答弁の進捗状況ということで、郷土資料室の整備につきまして、これは教育長にお伺いをいたします。このことにつきましては昨年の9月及び今年3月の定例会におきまして、郷土資料の有効活用の観点から質問させていただいておりまして、今回は3回目となります。しつこいなと思われるかもしれませんが、なぜ3回も同じ質問を繰り返すのか、これについてはご理解いただいておりますので、お伺いをいたします。

まず1点目ではありますが、展示物や内容説明等については随時更新をしながら、工夫、改善に努めるというご答弁がありました。こ

の秋になりまして、展示の一部に手直しが見られました。手直しというか、壁面の掲示してあったパネルが大分外されております。整備を開始したばかりだと思いますので、現状について、内容について云々というのは申し上げませんが、これからということかと思えます。今後どのように整備をされていくのか、まずこの点から伺います。

○副議長（大谷元江君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 児玉議員の質問にお答えさせていただきたいと思えます。令和元年第4回占冠村議会定例会の一般質問及び、令和2年第1回占冠村議会定例会の一般質問において、児玉議員から郷土資料館の有効活用及び整備についてのご質問があったところでありまして、今年度は既存の占冠村物産館郷土資料室の展示品台帳を参考に、説明内容を見やすく、説明資料の展示の補足をしております。また、以前のご質問でご指摘のあった今は稼働していない施設パネルや本村で採集されたものであるか判断に迷う資料等については、別室にて保管することといたしました。

今後については、まだいくつかの資料について、説明資料の欠如があることから、説明資料の展示について努力し、保管を進めることとします。また、新たな寄贈品については、資料についての情報等を寄贈者より収集しながら、展示計画に基づきながら、展示を行ってまいりたいと思えます。最近の展示品については、そういったことをしていくわけなんですけれども、以前に展示された物については、寄贈者から一切そういう展示の説明とか内容は伺っていないという話でございましたので、今後はそういったことのないように展示の資料のファイルなどを作りながらやっていきたいと考えてございます。

○副議長（大谷元江君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） どこまで整備をされるのかがあまりよく分からないんですけれども、この計画は今現状、今のままであるわけなんですけれども、今年度どこまでどうされるのか、具体的にお伺いします。

○副議長（大谷元江君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 郷土資料室の整備・展示計画については、展示資料の洗い出しを行った上で、各郷土資料室の常設展示方法、展示区分の概要一覧を作成することから、長期的な視点の上に立った計画作成が必要と考えております。年度内の終了は困難でございますけれども、各種資料を参考にしながら、再度、来年度以降に計画を立てられるように努めてまいりたいと考えております。

○副議長（大谷元江君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 今年度については、ほとんどこのままの状態で推移させるということかと思えます。説明資料は多少加わるのかなど。ただ、教育長はご覧になっておりますか。正直に申し上げて非常に中途半端であります。以前私が質問した時に、確かに今使っていないパネル掲示は必要ないんじゃないかというようなことを言いましたけれども、すべて外す必要は、私はないと思うんですね。その時も申し上げましたけれども、説明書きを一つ変えればいいわけですよ。今ない施設でも当時あったということを書けば、これは郷土資料になるんじゃないですか。それをそういうことがあったから、全部外しちゃえと。外すのは簡単ですけれども、外した後殺風景ですよ。非常に中途半端、言わせていただければパネルを外しただけでなんらの工夫、改善、これらの跡は、私は見られない。このような中途半端で終わるのであれば、改善では

なくて改悪に近いとは思っています。

ついでに伺いますけれども、今回の整備については、教育長が今年の3月に申されておりましたけれども、教育委員会の判断ではなく、地域住民の参加協力も得ながら進めるとしておりましたけれども、現状、どのように実施されておられるのかについて伺います。

○副議長（大谷元江君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 先ほどの答弁に戻るんですけども、確かに議員のおっしゃるとおり、あそこの壁に旧山菜工場とかそういったパネルの写真が展示されてました。それは展示しているだけで、なんら説明もなかったのも、私も見てきて思いました。それでこの間、私ももう一回質問がまた出るということも含めて見てまいりました。確かにあの辺の壁が一切何もなくなって、本当に殺風景だなということは私も感じましたので、ただ全部外すんじゃないくて、きちんとした説明書を書いて、今ある施設ではないですけども、昔は占冠の山菜でこうやっていたとか、地元の住民の方にも山菜工場が昔はこういうことをやってきたということを知る意味においても、必要だと思いますので、再度、あの空白地帯については内容を工夫して展示する方法を検討させてください。

それと、既存の郷土資料室の展示品台帳にはすべての展示品についての記載がないということで先ほど申し上げましたけれども、説明資料の欠如を改めるべく、10月6日に展示しております資料の確認と説明につきまして、地域住民5名の有志のご協力を仰ぎ、不明な資料の名称や使用方法についてご教授いただきました。結果、判明しなかったいくつかの資料について、新たに名称と使用方法が判明したところでございますけれども、今後においても地域住民及び近隣市町村、その他その

道に優れた学芸員などの協力も仰ぎながら、展示品の解明と説明についてご教授いただきながら改めていきたい考えております。以上です。

○副議長（大谷元江君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 今回の定例会の冒頭に教育行政報告ということで、教育長から昨年度の事業評価についての発表といたしますか、作成をされたと、議会にも配布をされたところではありますが、これを見ますと、昨年度の事業評価ですけども、資料室の整備も事業の一つに入っています。その評価ですけども、教育委員会の自己評価ということでよろしいかと思うんですけども、A B C D 4ランクの内の下から2番目、Cランクになっています。つまり、ほとんど事業は進んでいないというのがこの郷土資料室の整備についてだと思います。正直に言って、教育委員会ですて余しているんじゃないかと思うんですね。

前もそのような話をしたかと思うんですけども、開拓記念館の学芸員の方からこういった事業については、地域住民の協力、参加がないと長続きしないよと、行政だけでは無理ですよ、というような指摘もありまして民間活用したらどうですかということをお願いしておりますので、もっともっと地域住民の参加を求められたら良いのではないかと思いますけれどもどうですか。

○副議長（大谷元江君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 先ほどの答弁の中で一応5名の方と、今、議員が言われたように地域の方に集まっていただいて話を聞くとか、そういった内容を見て、また地域の方にも見ていただきながら、今後に向けてそういった検討を皆と一緒にしていかなければならないのかなと感じました。

○副議長（大谷元江君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 今回につきましては郷土資料室に今絞って質問しておりますけれども、最後に伺います。村内にはもう2箇所、双民館、地域交流館に展示室があります。特に住民参加で行った地域交流館、この展示はなかなか凝った展示内容、展示方法であると思います。残念ながら、現状は眠っている状態であります。これらの郷土資料、資料室として扱うのか、あるいは資料の保管場所とするのか、これらの資料についてどのように今後活用されていくのか、教育長の方針を伺います。

○副議長（大谷元江君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 今年度、新たな試みではあったんですけども、それぞれの地域での設置、整備に係る思い入れと、経緯があることから各設置地域住民などから利用について及び、それぞれの特徴を鑑み、現状維持しながら資料展示、資料の維持・保管に努めていきたいと考えております。

また、今年度行ったんですけども、放課後の児童の居場所づくりのための占冠村公民館が主催している放課後キッズスペースにおいて、占冠村物産館郷土資料室、占冠地域交流館郷土資料室、双民館郷土資料室を見学し、児童が直接資料、物に触れ、昔の生活に思いを寄せる機会を創出しました。過去の資料から歴史を学ぶことは、児童の感受性が豊かになること、また、昔の暮らしを想像できることにつながることから今後とも子どもたちも含めて、見ながら勉強していきたいと考えております。

○副議長（大谷元江君） 7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 確か11月25日に中央小の児童13名が見学をしておられます。内容についてお分かりかと思っておりますけれども、よく分からないというコメントが確か残されて

おったと思います。確かに子どもたちのために、こういった場所を提供するんだというのは良いんですけども、見た子どもたちがよく分かんないと、これじゃせっかくの授業が授業じゃなくなるわけですよ。

もっと、例えば児童の方たちにもよく分かるような展示の方法とかをやらないと、ただ並べてるだけじゃ話にならないと思うんですよ。どういうところで使われてたのか、由来だとか、中には1個、2個書いてあるものもありますよ。ただ雑然と置いているだけですよ。これは子どもじゃなくても、これ何なのというケースが非常に多いんじゃないかと思うんですよ。そのへんもひっくるめて、今後どうされるか。最後にお伺いして私の質問を終わります。

○副議長（大谷元江君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 確かに今、議員が指摘されたとおり、それを見に一緒に連れて行った先生方が、見たものを覚えているかといったら多分、子供もそうですけど、先生も見てもこれ何なんだろうと分かるんだけど、実際にそれがどう使われてきたのか、どういう経緯でここにあるのかは多分、理解はしていないと思います。改めて私も感じましたけれども、今、占冠におられる方が、すべての展示品を知っているかどうかは別にしましても、その地域に展示されているものについて、先生だけじゃなくて地域の方にも一緒に来てもらって、分かる範囲でいいから説明をしてもらえるようにやっていかなければならないなと感じました。

○副議長（大谷元江君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） それでは早速、質問に入らせていただきます。大きく3点の質問をさせていただきますが、まず1点目としましては、消防署占冠支署のリスク管理につい

てということで、中身的には2つお伺いします。この質問については、実は今年の3月の定例会の一般質問でも質問させていただいてますので、中身的にはその後の進捗、どうなっているのかという質問になります。

今年の3月の定例会でも質問しましたが、消防署仮眠室の個室化は、現場と協議して進めると村長の答弁をいただいております。その後、北海道における新型コロナウイルス感染症の感染者急増、既に皆さんご承知のとおり、札幌はもとより、旭川においては日本最大のクラスターが発生してしまいました。大きな大病院で2か所。また近隣においては、南富良野町からまつ園、平取町等で収まるどころか残念ながら、占冠包囲網が狭まってきているというような危機感を持っていいんじゃないかなという状況にあります。そういった中で、消防署個室化について、その後の進捗、どういう取り組みをされ、また令和3年に向けて、どういうことを実施するのか、取り組みになるのかというようなところを聞かせていただければと思います。

2つ目です。大規模豪雪・豪雨など河川災害、この救助の必要が発生してくる場合、河川災害出動に備えた消防署員の安全確保、また、被災者に対する迅速な救難対応について、ウェットスーツの装備が必要ではないかというような質問をさせていただき、現場と協議しながら進めたいというような回答をいただいておりますので、その後の進捗について、この2点まずお伺いします。

○副議長（大谷元江君） 村長。

○村長（田中正治君） 藤岡議員のご質問にお答えをいたします。消防占冠支署の仮眠室の個室化については、広域連合議会、総務産業常任委員会においても本村だけが個室化になっていないとの指摘がございました。新型

コロナウイルス感染症の収束が見通せない中で、消防職員の感染、発症事例も後を絶たず、本村の消防職員の感染予防対策も引き続き万全の態勢で取り組む必要があると認識をしております。現在、当直における感染予防対策として、仮眠場所を分散して対応しているとのことですが、議員、広域連合議会のご指摘を踏まえながら新年度予算編成時において、他の要望事項と併せて協議、調整を継続してまいりたいと考えております。

次に、消防装備品の検討であります。消防活動に関する要望は、災害救助、救急などさまざまな予算要望がございます。水難救助装備の流用性につきましては、消防職員からのヒアリングの中で承知をしており、水難救助用ドライスーツを含む装備について、新年度予算において反映できるよう検討を進めてまいりたいと思っております。

○副議長（大谷元江君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） 次の質問にまいります。村内学校トイレのバリアフリー化についてということです。村内学校のトイレのバリアフリー化については、平成30年12月議会において、村長より早急に進めるとの発言がありましたが、その後2年を経過し、いまだに実現していない現状にあります。障がいのある子どもたちや、学校生活に対する障壁になるとともに、ケガ等による一時的な身体機能障害についても対応できないのが現状であります。現状の打開に向けて、現在の村立学校のトイレバリアフリーの現状と今後の計画については教育長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。また、令和3年予算化取組については村長の考えを伺います。

○副議長（大谷元江君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 藤岡議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。学

校では児童生徒のほか、村民も利用しますので、学校トイレのバリアフリー化については設置の必要性を認識しているところでございます。現状での整備が可能かどうかの見極めも不可欠であり、整備については慎重に計画を立て、取り組まなければならないと思います。とりわけ、避難所となっている占冠中学校の整備が必要だと思えます。ちなみに教育委員会でバリアフリーに対する見積もりを取ったんですけれども、金額については何年か前なので変わっているかもしれませんが、当初、占冠中学校のバリアフリー化に要する予算では、1600万円ほどの見積もりが来ております。以上でございます。

○副議長（大谷元江君） 村長。

○村長（田中正治君） 村内小中学校のバリアフリー化については、必要な施設内容の検討と、財源の確保が課題となっています。一部の修繕であれば比較的財源措置も容易でございますが、トイレのバリアフリー化にあたっては、トイレ内の構造の改修はもちろん、入口からトイレまでの動線の確保など、局所的な改修だけでは効果が乏しいという現実もあり、改修にあたって非常に大きな費用がかかる可能性が高い状況でございます。このような状況から、村内学校トイレのバリアフリー化については、全体的な改修を念頭に計画的な対応が必要であると認識しております。

今後におきましても、本件の修繕に要する予算額と、それに必要な財源確保を念頭に置きながら、引き続き内容を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（大谷元江君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） まず、教育長は慎重な取組計画をしなきゃいけないだよというようにご答弁でした。こちらについては、石橋が砕けて粉になってしまう。2年経って計

画を慎重にと、慎重じゃないそれは、はっきり言ってやっていない。申し訳ないがそう言わせてもらう。まず、3箇所の学校があり、中学校に焦点を絞るにしても、計画の時に業者から提出された見積もりが1600万だった。中身をよく精査したのか。業者とどういうヒアリングあったのか分からないけれども、今あるものを大規模改修しようとするから1600万の見積もりが出てきてしまうんですよ。新規に作ればいいのに。同僚議員と先般、学校の校長先生、教頭先生も含めて、具体的にもしやるとしたらどんなことができるだろうね、というような形で見せてもらいました。

私の見る中では全然難しい話じゃない。渡り廊下の両サイドにスペースはある。水回り、排水回りもそこにある。どうしてそこに作るのに1500万も600万もかかるのか。今あるトイレはそのまま、別に改修しなくて残せばいいんですよ。多目的トイレが必要なんですから。本当にベストなものは、新設じゃなきゃなかなかできない。けど今、各議員からも、学校の生徒さんたちからも出ている声は、スペースの広い多目的トイレがまず必要なんですという声が出てるんですよ。

過去に何もやってこなかったということではない。校長先生との会話の中でも、和式から洋式化等の改修は平成25年にやっている。やっているんだけど、予算等の中から、全体のトイレの1/2が和式で1/2が洋式、見させてもらったけど残念ながら和式は今の子どもたちは生まれた時から使ってませんから、ほとんど使われていません。洋式のトイレを使っています。数的には生徒さんの数からいっても、まあまあなんとか、追いつく数かなと。間口が狭い等については、改修するとどうしても、本格的な改修しない限りは間口が狭くなる。これも現状です。

一番の問題のバリアフリーは、渡り廊下の両サイドに、先ほども言いましたけれども、いくらでもできるスペースはある。今のトイレを弄ろうとするから耐震構造の問題に行っちゃうんで、そこは渡り廊下のところを、間口を一つ取ってトイレを新設するだけ、坪数にして約15坪といったら相当広いトイレができます。そのトイレを作るのにいくらかかるかといったら500万もあれば十分だと私は思いますよ。だからそういった計画を何案か業者に提示させる、一つだけでいいんじゃないかと、ということです。

お金については村長ですけれども、2年前に、これは早急の課題なんだと、私も認識しているからぜひ進めたいという強いお言葉がありました。その後の2年間ということですけれども、予算化について、3校のトイレを同時にという村の予算等についても、教育関係の予算についてもいっぺんに出てこないのは私も分かる。であるならば1箇所ずつ、今年はこの学校、来年はこの学校、再来年はこの学校と、3校あるわけだから、前に進んでいる姿を村民に、生徒たちに、教育関係に関わっている人たちに見せていかなきゃいけない。本当に検討検討なんて言ったらだめなんです。やっぱりやる形がちゃんと見えてこなきゃ。いつまでにこれをやるんだという形をぜひ示してもらいたい。それぞれのお考えを伺います。

○副議長（大谷元江君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 確かに議員の言われたように、当初の見積もりは今あるトイレを想定して見積もりを取っていますので、新たに通路側のことになれば、またその経費も変わってくるということも分かりますので、そのへんを含めて、そして優先順位をつけるわけじゃないですけれども、中学校

は避難所になっているということを考えれば、中学校そして小学校、トマムという形でそれぞれの場所です。中学校は渡り廊下があるので、新たにくっつけて作るってことはできるんですけど、中央小学校の場合ですとそのスペースもございませんので、どういった方法がいいのか、極力経費を抑えた中で優先順位を決めながらやっていくことは、今後検討していかなければならないと考えております。

○副議長（大谷元江君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員から大変厳しいお言葉をいただき、やる方向で意識を持ってやれということでございます。私としては、せつかくやる以上はやはり、あらゆる場面に使用可能なものということで検討を進めてきたわけでございますけれども、議員のおっしゃられるように、現場の声、あるいは生徒の声を含めて、どの程度のものがあって、いいのかもしれないとちょっと検討をさせていただいて、村が予算措置をしてできるのかも検討したいと思います。

学校設備については、耐震化の折に補助金等起債を含めて使っております。議員の言われるように安ければということもないわけではないですけれども、ほとんど一般財源になるということで、二の足を踏むところもあったわけですが、再度、現場あるいは内容を精査して、もう少し時間をいただきたいと思っております。以上です。

○副議長（大谷元江君） ここで午後1時まで休憩したいと思います。

休憩 午前12時59分

再開 午後1時00分

○副議長（大谷元江君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） それでは、午前中に引き続き3番目の質問させていただきます。住宅難民防止に向けた村営住宅入居条件の見直しについてを村長に伺いたいと思います。令和2年12月発行の広報しむかっぷを見ますと、村営住宅は中央地区において6戸、トマム地区において5戸を募集しております。入居条件については、連帯保証人2名、月収15万8千円以下となっております。この条件なんですけど、身寄りの少ない方や低所得でも若干でも超えているというような低所得者には非常に壁の高い制度と感じます。住みよい村づくりのためには、住民から住宅難民を出さないことが重要課題と思われれます。連帯保証人制度の緩和、所得制限の引上げ等、入居条件の見直しについて村長の考えを伺います。

○副議長（大谷元江君） 村長。

○村長（田中正治君） 村営住宅入居に関するご質問でございますが、公営住宅法に基づく村営住宅として、入居者資格などが定められており、原則低所得者の住居の安定を図るためのものであります。国が定める収入月額15万8千円であることから、本村の条例でも15万8千円以下で入居者資格を得ることができます。また、裁量階層と呼ばれる60歳以上であり、かつ同居者のいずれが満60歳以上、または満18歳未満である世帯や小学校就学前の子どもがいる世帯や、障がい者の方がいる世帯などは21万4千円以下で入居することが可能となっております。

また、村営住宅に、入居できない中位所得者については、地優賃住宅、本村でいきますと第2中央団地にあたります。みなし特公賃住宅、村有住宅、地域振興住宅楓A棟、民間賃貸住宅、これについてはそらリズム、子育て支援住宅などが入っておりますが、これらで対応しているのが現状です。

連帯保証人については、原則2名の設定をお願いしていますが、入居希望者の事情を踏まえ、村長が認める場合は1名の設定や、連帯保証人なしでも入居許可をしている場合があります。村営住宅の入居資格は、一見厳しいように見えますが、低所得者以外の入居を安易に認めてしまうと、低額所得者の住宅確保ができなくなる場合もあるため、村営住宅の性質をご理解いただければと思います。

○副議長（大谷元江君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） まず、連帯保証人制度が2名ということで、今、村長答弁をいただいた中では、いろいろな条件により2名とは限らず1名、または、ない場合もケースによってはあるよという実績なんだというような説明です。そういうケースも村民との協議のヒアリングの中で実施していくのであれば、それを見えるようにしてもらわないと。

広報を見る中ではどうみても2名、連帯保証人2名は精神的というか、気持ちの上でハードルありますからね。頼みに行くと連帯保証という言葉の重さがある頼み辛いな、2人って私頼めるとしても1人とかってというような思いがあるわけだから。そういったケースがあるので1名、ないしはない場合もあるということであれば、それを村民に詳しくはご相談くださいというスタンスに置いといて、その中で、2名にするのか1名にするのか0名にするのか。本当に連帯保証人2名というのは、効力としてどの程度生きてるのか。その点もね、実績として、実際住宅の滞納等についても、過去には起きていたわけだし、それが本当に形骸化されていないのか、あるならば最初から1名なら1名、0名なら0名で行けるんならその形で、私は思うのは低所得、15万8千円もそうなんだけれど、入口ばかり厳しくしている気がします。

大事なのは途中経過、そして退去されるときにきちんとそこを見届けているかというところが重要で、例えばAさんがその条件で何とかクリアし、低所得層に入りました、15万8千円以下ですよ、OKですよと。連帯保証人も見つけてこられましたねって入るんですけども、じゃあ5年経ったときにずっと気に入って、なかなか住み心地がいいし、周りの近所の方ともコミュニケーションも非常にいいんで住み続けていただいたと、5年経ちました、10年経ったときに、じゃあその時に20万だったらその住宅から出なきゃいけないのか。原則そういったチェックなんかあるんですか。そのことについてまず1点お聞きしたいこと、途中経過の確認等が。

私が言いたいのは、例えば入口が15万8千円だから途中で18万になったら出ることにきちんとやっているのかを言っているんじゃないんです。逆なんです。そういう人たちも、努力の中で給料微力ながらも上がってきたと、そういう人たちも置いてあげられる。本当にその以下の人たちがたくさんいて、その人たちに回す住宅がない現状なのかどうか。今の募集状況から見てそういう状況でなければ、そのへんは逐次いろいろな議論の中で取りまななきゃいけない問題じゃないのかなと。15万8千円というのは、公営住宅法ですか、本当にそれは村の判断で触れない金額なのか。そのへんについてお伺いしたいと思います。

○副議長（大谷元江君） 村長。

○村長（田中正治君） さまざまな要件についての緩和についてのご質問かと思えます。公営住宅自体が、公営住宅法に基づいて国のお金を入れて、建設している以上はこの法律を基本的には守らなければならないということがまずあるかと思えます。

連帯保証人の2名についても原則2名とい

うことで踏襲をしておりますけれども、どうしても身寄りがない、あるいは外国人でなかなか難しいというような、いろいろな例がありますけれども、直近の事案では、まったく引き受けがなくて、生活保護世帯であったということでこれを認めてきたということがあります。このところは、村長が認めるということの範囲ということで、条例上はなってますけれども、そういった一定の状況を判断しながら、会議の中で決定をさせていただいているということです。

それから入居時の所得が、この所得以内に収まってもその後、超えることがあるじゃないかというご質問ですけれども、これについては毎年所得調査を実施して、超える場合には家賃の変更等をやりながら、超えたから出て行けといったような扱いはしておりません。所得チェックはさせていただいているということでございます。以上です。

○副議長（大谷元江君） 2番、藤岡幸次君。

○2番（藤岡幸次君） もう一度お伺いますが、連帯保証人についての話なんですけれども、村長も承知のことかと思えますけれども、ここであえて念を押させてもらうのは、連帯保証人制度は、高齢者社会をこれから日本の社会全体が迎える中で、この制度が一つの足かせになっているだろうということで、政府通達で取り払うものは払いなさいという通達が出ているはずですよ。ですから私はそれを言っているんです。全国の自治体がどれくらいやっているかと言ったら、道新の2月頃の段階ではまだ2割ちょっとで、多くの自治体がその通達を受けても、実施してない。

連帯保証人が1名なのか、2名なのかというのは、個々の自治体の運用の中でやっているようなこと。大きく世の中の流れとしては、連帯保証人はもう外していきなさいと、次の

段階に入らなきゃいけないんだよというところを言っているわけなんでね。そのところは、やっぱりもう一度検討の中身の中で、取り組んでもらいたいというところですよ。

それから金額のところ、途中で所得を確認し、それはちゃんとやっているし、率によって応じた家賃設定になってますということなんで、裏を返して言えば、必ずしも15万8千円に縛られてはいないということなんです。であるならば、入口だって同じように多少の猶予を持ってあげる。私が言っているのは、25万、30万の人をどんどん入れていけって言っているんじゃないですよ。逆なんです。17万、18万、19万の人だって低所得者で、その人たちをどうやって救っていくんだということです。そういう団地もあるんだって言うんだけど、現実問題として、第2中央団地、そらリズム等いきなり行かなくなっちゃって、空いているものならそういう人たちも利用できる制度の検討というのは十分必要じゃないかということをお願いしているわけで、もう一度そのへんお伺いできればと思います。

○副議長（大谷元江君） 村長。

○村長（田中正治君） 連帯保証人に関わるものについては、現状、この公営住宅法でそういうものを取っ払いなさいというようなものについては、私は聞いておりません。基本的には、住宅料未払いとか、いろいろなことがある中で、敷金等で処理するものもありますけれども、基本的には公の施設であるということで、どうしてもこういった設定はせざるを得ないとは考えています。議員がご指摘のように、国として本当に取り払いなさいというようなことが確認できれば、検討の余地はあるなと思います。

初に申し上げましたとおり、どこが低所得者の所得基準かは村で勝手に決められるもので

はなく、公営住宅法で決められているのが15万8千円なんですということは、募集段階で申し上げるしかないんですね。仮にこれを超えた人がいらっしやったときには、ここが入居できますよというご案内をしながら、住宅の確保に向けてその希望者にご相談をさせてもらっているという状況であります。ですから、今のところ好み、好まないということで入居をされない方も、過去にいらっしやいましたけれども、多くはそういった条件を見ていただいて入居していただいているというのが現状としてあるということでございます。以上です。

○副議長（大谷元江君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 議長の許しを得ましたので何点かに渡って質問をしたいと思えます。まず、林業の関係で、反省に立った林業振興をとということで、この間も林業問題については約10年に渡って村に提案をしたり、または一緒に考えたり、何とか林業で村づくりの中心に据えてやっていこうということをこの間、提起してきました。そういう中で、村としては森林・林業・林産業の振興を図るべく、北海道や林野庁から精通した技術者を招聘して、庁内に林業振興室を設置して取り組んできました。現室長で3代目という形で今、取り組まれています。今日までの取組みをきちんと総括して、今後の林業振興に向けた取組みの課題を整理して、進めるべきだと思っています。

まず、1点目として、林業事業体の育成です。今、村に4事業体があるわけですが、3事業体の中で2事業体が森林組合の仕事を主にして、村有林や個人の山林の管理や維持をやっています。1つについては、造林だけ、村の仕事を、森林組合を通じて受け取

っているという事業体。もう1か所の事業体については、国有林の公売にも参加できる事業体ですけれども、現状、下刈というか、道路の草の刈払いという事業で村とのかかわりを持っているといった実態で、なかなか事業体が大きくなっていかないというか、働く人も含めてなかなか事業体が育成されていかないという状況です。

村としてもこの間、研修会の取組みとか、村職員や事業体の従業員の林業知識の豊富化を図るための研修等を今日までやってきました。しかし、今、全国的には林業の高性能機械が導入されて、そこにオペレーターとして若い人たちがどんどん入ってきているというのが実態ですが、うちの村の事業体についてはそういう状況になかなかないといふ。

この間も林業事業体に話を聞きますと、募集をかけました。来ましたが、その事業体もそういった高性能機械、オペレーターの仕事はほとんどなくて、チェーンソーを担いで山の中を歩き回るという仕事のために1カ月もしないうちに、もうとてもじゃないがこんな仕事はやれないという状況で、残念ながら、林業にせつかく入ってきててもそういうことになる。その会社は小さいですけれども、全員社員化しています。通年雇用にもかかわらず、今の若い人たちは今の山の仕事に入りきれないということです。ハローワークを通じて募集してやるわけですけれども、林業の3K、危険・汚い・きつい、そういった職場のために、今言ったように数カ月で離職してなかなか定着しないということです。

もう一つの事業体は結構技術のある若い人たちがいたんですけれども、ご承知のように赤岩の大径木の伐採に精通した事業体だったんですけれども、残念ながらそれらに従事していた2人の若い人たちが辞めていったと。

今、募集をかけて女性のひと、もう一人若い男のひと2名が入っていますけれども、いつまで続くか分からないということで、事業体も何とか続けていけるように、いろいろと若い人の意見を聞きながら企業として努力をしているという状態です。

いずれにしても、今の事業体の持っている機械力では、もちろん国有林の仕事に入っていけるような状況にありませんし、現状からいけば山荒らしするような機械が大きくて、そんな大きい機械を入れなくても、今扱うのは、大径木はほとんどやりませんから、人口造林地の伐採適齢期に向かった間伐材の集材が主です。そういったところであれば、今のような大型の機械は決して必要ではなくて、もっと性能の良い機械を入れていかなければなかなか国有林に入っていけないということでもあります。

林業労働に入っても数カ月で辞めていく、そういった実態の中で、事業体と一緒にあって現状を改革・改善しなければ、今のような森林組合の下請けに甘んじて、国有林の仕事を受けることができないという状況です。ですからもう少し事業体に直接入って、一緒になってどういった問題を抱えているのか、どういったことで村と一緒にやれるのか、そういったことを本腹話し合いをする場を積極的に設けて、問題の解決に向けて取り組んでいかなかったら、すべて事業体に任せて、仕事はやるから頑張れやでは、とてもじゃないが育たないというのはこの10年間の取組みで明らかであります。

ですから、もう少し内部でも議論しながら、とりわけ事業体の意向等も聞きながら、ぜひ、この問題については事業体の育成に取り組んでいただきたいと思っています。そのへんについて、村長の今後の取組み、どういった取

組みを進めていくのかを含めて考え方を伺います。

○副議長（大谷元江君） 村長。

○村長（田中正治君） 五十嵐議員のご質問にお答えをいたします。大変、踏み込んだ具体的な内容も含めて、林業の今後についてのご質問かと思っています。ここでは、現在、村がこれまで進めてきた内容等のお話をさせていただき中で、今後に向けた考え方等をご答弁させていただきたいなと思っております。

現在、本村においては、持続可能な森林経営を適切に実施していくため、高齢級化した森林資源の有効活用的な若返りに向けた方策の検討に加え、村内事業体における雇用の安定化に向けた事業量の確保、また、集約化施業を効率的に進めていくため、村内事業体や森林施業プランナーの育成などにも力を入れているところでございます。本村におきましては、平成24年度から村有林資源の有効活用に向けた資源量把握等を実施し、平成28年度より、これらの村有林資源を活用した六次産業化の中で、村内の特色ある取組みへの支援等を実施し、平成31年度からは、森林整備推進協定を活用して、国有林と連携する中、村内事業体や森林施業プランナーの林業技術の向上を目的とした各種勉強会を開催するなどの取組みを進めてまいりました。

現在、本村の私有林を含む民有林においては、持続可能な森林経営に向けて、高齢級化した人工林をどのように若返らせていくのかが大きな課題となっており、今後は既に実施している造林や間伐作業など、既存事業への助成に加え、本村の助成の対象外である森林の若返りを図るために必要な皆伐作業においても、森林環境譲与税を財源として、高性能林業機械のリース経費を助成するなど、本村や村内事業体の負担を最小限に抑えながら、

既存の制度を拡充していく方向で検討を進めているところでございます。

また、林業労働者の定着化に向けては、持続的かつ安定的に事業量を確保し、森林を整備する林業労働者の雇用を安定させ、責任ある事業実行体制の下、林業技術の継承を含めた対応を図っていくことが重要であると認識しているところでございます。

今後の50年間程度を目途として林齢構造の平準化と事業量の安定化を目指した皆伐再造林事業を推進していく考えであり、既に本村で実施している林業労働者の処遇改善に資する福利厚生事業への助成に併せ、長期的な視点により、継続かつ安定的に事業量を確保していく方向で検討しております。

議員の言われるとおり、林業に関わる労働力の確保というのは大変難しい環境にあり、林業事業体の一定の資本力、技術力等の向上がない限り、なかなか難しい課題ではあると思っておりますけれども、私としては、既存事業体の事業を確保して、雇用を安定させる。あるいは、新たな事業体育成も視野に入れた近代化を図っていく。そして、持続可能な林業、基幹産業としてどう確立するのかといった大きな課題を抱えているなど考えているところであります。職員は元より、関係者と連携した取組みが重要だろうと考えているところでありますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

○副議長（大谷元江君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 今、いろいろな村としての取組みをたくさん並べましたけれども、残念ながらほとんどのものが定着していない実態にあるんだろうと思います。我々としても地域の事業体に直接入って、いろいろな課題、要求を聞いて、この間取り組んでき

ています。問題は、ここで何回そういったことを訴えても、なかなか実感として事業体と村の取組みがマッチングしない。そこに大きな問題があると思っています。思いも含めてです。

そこで、先ほど言いましたように、もっと事業体に入って、たった4事業体しかないんですよ。事業体の人達のところに行くなり、集まってもらって率直な意見を聞いて、その中で村が今取り組むべき事業体の育成に必要なものが何なのかというのを確認しながら、少しずつ改善していくということがなければ、若い人が入ってこれないというか、入っても今の事業体では3Kがあるわけですから、汚い・きつい・危険、こういった林業労働の実態の中で、外から見ていて林業も良いなど、自然環境の中でということが入ってきてもなかなか実際に入ってみれば、事業体に力がないわけですからそういった状況になっていくということ、事業体の本当の状況というのを、ぜひ、村づくりの中で林業振興を図っていくために、聞いていただきたい。関係者を集めて率直な話をしてもらいたいと思っています。そのへんについて、再度、村長の考え方を伺います。

○副議長（大谷元江君） 村長。

○村長（田中正治君） 林業事業体との連携、あるいはもっと中に入って関係性を深く持ちながら、林業振興について取り組むべきとのご意見でございます。まさに今後、村の基幹産業として林業をどう確立するかというところの課題であろうかと思えますし、ご提案のあった定着した取組み、事業体と村との関係改善、十分な意見交換を含めて、そういった機会を設けながら少しずつでも、今、何が必要で、何をしたいのかということも含めて、意をくむことが必要だなというところを改め

て感じたところであります。議員の言われるような取組みについても、村として進めてまいりたいと思っております。以上です。

○副議長（大谷元江君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 住民懇談会で住民の意見を聞くのは、それはそれで一つの方法だと思えますけれども、事業体別に、または事業体を一堂に集めて課題について、ぜひ、今、村長が言われたような形で取り組んでいただきたいと期待をしているところです。

次に、林業労働力の確保の問題です。これについても事業体の育成と大きく関わっているわけですが、この間、村としては全道に先駆けて、村独自として、林業労働者の担い手対策とか、そういった取組みを実はしていて、全道的にも評価の高いところでもあります。また、林業労働者の退職金の助成、こういったことも積極的に村としてはやっております。これは全道でも何か町村くらいしかありません。そういった意味では、村が取り組んでいることは十分認識できるわけですが、それだけで若い林業労働者がどんどん入って来るかと言ったら、決してそういう状況ではありません。

既に今回、ある事業体に入ってきた若い人が、そらリズムを紹介されて行ったようですが、出たようです。あまりにも住宅料が高すぎるというわけですよ。私も何回か言ってきたけれども、林業労働者に特化したいろいろな補助制度をきちんと作って、優遇していかなかったら林業労働者はなかなかここでは住み切れない。つまり、形式の法律があって、それに基づいて住宅やなんかを斡旋するわけだけれども、とてもじゃないが入りきれない。こんないろいろなことがあって、残念ながら隣の日高町に行っている。これが実

態です。

ですから、林業をこの村に定着して、林業労働力を確保して、関連する人口を増やしていくということを本気でやるのであれば、林業労働者に特化した従業員の福祉、いろいろな面でも今やっていることにプラス、そういった人たちがここに住んで、よし、ここで俺は林業で生きて行くんだと思えるような施策というのを提案して行って、これでどうかということも考えていかなかったら、役場の窓口に来て住宅を貸してくださいって言って、ここ空いていますからどうですかって入ってみただけ、とてもじゃないけど家賃が高くて入れないと、こういう状況が出ているわけです。せっかくの林業労働者がこの村に住もうと思っても、住めないということです。

そのへんをもっと考えていろいろな施策をやっていくのと併せて、事業体で労働者を、職安を通じて入ってきてもなかなか定着して来ないわけですから、以前にもやって結果的には失敗しているんですけども、林業労働者に特化した協力隊員を募集して、2年なり3年なり、地元の事業体と協力しながらいろいろな技術、知識を学んでいく中で地元事業体に就職をしてもらえるようなシステムを作っていく方法もあるのではないかと。

とてもじゃないが事業体が育成していくと言ったって、即戦力じゃなかったら使えないわけですから、そういった意味ではワンクッション置いて、村の協力隊員で、他のことをやるような協力隊員ではなくて、林業に特化して林業技術を学んで、いずれはうちの村で林業の中心を担っていく労働力だということ、そこで村の中で勉強したものを事業体に返していくと。実習は事業体でやってもらうというシステムを作り上げていかなければならないと思います。

以前、村はそういったことをやるのに、商社というか、事業体を東京から呼んできてやらせて、莫大な金を払って研修を受けさせて、結果的には何も残らなかったということがあるわけです。そういう反省の上に立てば、もっと村でプランニングして、地元の事業体を有効に使って事業を進めると。そしてそこで技術を学んだり、知識を得た人を地元の事業体で働いてもらうということを、パターン化するような方向性を取り入れて、進めていくべきではないかということを考えています。そのへんについて村長の考え方を伺います。

○副議長（大谷元江君） 村長。

○村長（田中正治君） 林業の担い手対策ということでのご質問でございます。林業の特性として、長期的な展望を持って専門的な指導者、あるいは労働力を育成することは大変重要な課題であると認識しております。北海道でも、林業について新たに取組みを進めているわけでありましたが、本年、4月に森林・林業の即戦力を担う人材の育成を目的として、北海道立北の森づくり専門学院が開校したところであります。

本村においても、協力金の支出などを通じて、支援等を行っております。また、本校の就学期間は2年間であり、令和4年3月に卒業となることから、本村においても卒業生の受け入れを要望してまいりたいと考えております。しかしながら、40名と限られた卒業生数であることから、必要に応じて地域おこし協力隊員の募集なども進めていかなければならないと考えております。

議員の言われるように、林業に特化した協力隊員が本村に来ていただけるシステムがあればまた少し変わるかなと思いますけれども、いずれにしても林業労働者の担い手の育成には、十分な指導体制の下、計画的な育成プロ

グラムの作成が必要であると考えておりますので、今後慎重に検討を進めてまいりたいと思います。

○副議長（大谷元江君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 旭川にできた北の森専門学校の関係、これは2年間研修し、在学して終わっていくと十何種類の免許を全部取らせるということで進んでいます。その中には箱罟の掛け方も講習するそうです。そのほかにオペレーターとして林業機械の使い方、運転免許も全部取らせるということです。そこについては事業体からも派遣されて、穴埋めして何とか定員には満たなかったけれども、三十何名、今年度についてはこういう時期ですから新年度については40名きちんと申し込みがあると、こういう状況です。

少しずつ変わりつつありますけれども、そこで研修が終わった人が2人や3人のいる事業体に、それも高性能の林業機械を持っていない事業体に即就職して、林業労働者として頑張れなんてほとんど有り得ませんね。やっぱり、一定の事業体でそういった機械もきちんと持っていて、いろいろな面で一流の事業体については、そういったところで学んだ人が入ってきて、学んだ2年間の技術や知識を十分に生かせるようになるけれども、うちの村の事業体に親方を入れてせいぜい3、4名のところに入ってきて、せっかく学んできたこともほとんど使えない。こういう事業体が今のうちの現状です。

村独自でそういったところから人を入れてくることも大切です。でも、村として事業体と一緒に林業労働力を作るための方策として、協力隊員を募集して、その中で林業労働者を事業体と一緒に育成していくということをやることが、先が見えた

話です。その卒業生を村としても雇うことは、役場職員として雇うことは良いかもしれませんが、とてもじゃないが4事業体に入ってくるような状況にはないわけです。

そのところは一辺倒の形式の答弁じゃなくて、実態をわきまえて、うちの村はこう行くよというものを作っていかなかったら、なんぼ村もそこに協力金を出しているからなんと言っても、来るような状況にはないわけです。もしあるんだしたら、とっくに皆働いていますよね。そういったことを十分認識して、担い手対策については一つの方法として、協力隊員を募集してやるようなことも、真剣になって考えなかったら間に合わないということだろうと思いますので、そのへんについて、再度決意を伺います。

○副議長（大谷元江君） 村長。

○村長（田中正治君） 冒頭、申し上げましたけれども、長期的な展望を持って、専門的な指導者、あるいは労働力を育成するということが重要な課題だなど思っているところでございます。村もそうですけれども、専門的な指導者がいない中で、そういった方にもぜひ占冠村に来ていただいて、事業体の機械化を進める中での指導者として労働力を育成してもらおうというようなことが必要なんだろうということで、最初に申し上げたところです。議員の言われるような担い手について、一つの方策として地域おこし協力隊という制度がありますから、それを利用することも可能かなということは考えております。以上です。

○副議長（大谷元江君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） ぜひ検討して実施していただきたいと。この話については昨日事業体とも話し合いましたけれども、ぜひ、村と事業体が育成して、一緒になって育成し

ていく。それについては事業者も積極的に協力するので、そういった施策をぜひやっていたきたいというようなことで、強く要請もされています。そのへんについて、ぜひ取り組みをしていただきたいと思います。

次に3番目の問題です。この問題については6月の議会で一般質問しました。話が全くかみ合っていないし、実態に合っていません。呆れて再質問する気もさらさなく終わらせています。ただ、今こういう状況の中で、村が林業を進行していくために、何をできるのかということを考えて、苗畑、苗木生産事業の取り組みについて、調査・研究すべきだということ提起をしてきました。

その中で、こういう答弁をされています。まず一つ、苗木はポット苗が中心ですよ。こういうことを言いました。挙句の果てに裸苗については活着率が悪いので無理です。冗談じゃないです。今ある山のほとんど、99%は裸苗です。これだけの立派な山ができています。それはいろいろな作業の手抜きをしないでここまで育てたから裸苗でもできたことです。ポット苗については細くて小さくて、占冠村みたいに草の多いところ、草の多く繁茂するところでは刈り時点で折損する、つまり、草と一緒に切ってしまうことが大変多くあります。要するに苗木も小さいんですよ。非常に見にくくて、急峻な山で刈り払い機を持っていざ苗木を育てるためにやろうって言ったって、足場が悪いから刈り払い機がうまく回らなくて、切る率が多くて、私もポット苗をニニウで植えて経験していますけれども、そういう状況です。

今、全道的に苗木が足りないという状況があるので、ぜひ、このへんについては他の自治体とかが苗木の生産については足りないけれども、苗木を生産する事業者も減ってきて

おります。富良野沿線でも上富良野に畑があって、それから美瑛ですね。こういった状況です。以前は占冠村も、村も、森林組合も苗畑を持っていたし、国有林も苗畑を持っていました。地元で生産した気候に合った苗を作って、地元の山に植えたからこれだけの今、胸高直径が40センチも50センチもなるような造林木ができています。その苗はほとんど裸苗です。とてもじゃないがポット苗ではここまで育たないというのは明らかです。そういった意味では、まず、考え方を実態から変えてもらわなきゃならないというのが一つです。

今、苗木については、間伐が最終年度を迎えれば更新をしなければなりませんから、そこに新たに造林をしなければなりません。その苗が全体的に不足していて、伐採して普通は2年経てばそこに木を植えなければならないということになっているんだけど、そういう状況にはないと。ですから、うちの村としては、苗畑ができるかどうかも含めて、調査・研究をして、できればこの村で苗木を生産して、村や国有林にその苗を供給していく。苗畑をすることによって、新たな林業の雇用が生まれるということでもありますから、再度検討を、調査・研究をやっていただきたいということで、村長の考え方を伺います。

○副議長（大谷元江君） 村長。

○村長（田中正治君） 苗木生産について、6月議会での答弁と議員の考え方に大きな隔りがあるということのご指摘でした。私としては、裸苗がダメとか、コンテナ苗が良いよという意味で申し上げたのではなくて、コンテナ苗を生産することによって、植栽時期が少しずれても通年雇用につながって来るんじゃないかということでありました。議員がご提案の件につきましては、地産地消、雇用の

安定化にとって大変役割があるとは思っています。議員の言われるように、さらなる調査研究等も含めて、検討してまいりたいと思っております。

○副議長（大谷元江君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） これについては、ぜひ調査研究をして、やれないものをやると言っても無理な話なので、実際に技術的な問題もありますし、種子の問題、採集の問題、いろいろな課題がありますので、検討して、できれば事業ができるような方向性まで進めたいと思います。

質問を変えます。最後に、質問2です。これについては皆さんもご承知のように、村内でぽつぽつと空き家が増えてきて、1年くらい行ったら帰ってきますよと言ってもなかなか帰ってこれない。そういった家が増えてきています。これは今のうちの村の年齢構成からいったら、どんどん増えていくことは間違いない。このまま放置していくと、今のところは隣近所の人気が使って環境整備、つまり草刈等をやっていただいているわけです。それをやっている人たち自身がもう高齢化で刈払い機を振り回すこともできない。大変危険な状況に年々なってきていると。

こういうことを考えれば、きちんと出ていく人についてはその後の環境整備をどうしますか、村としてはこういう考え方で進めたいということをお話を話して、一定のお金をいただいて、地元にあるファミサポでも仕事を発注して、環境整備をしていくということになれば、もうそろそろ限界ですね。限界ですし、どんどん増えていくという状況なので、空き家対策等の問題を含めてあるんですけれども、喫緊の課題として、そういったことが痛切に感じます。そのへんについて、条例で

作るのかどうか、ちょっと分かりませんが、仮称、環境整備料を徴収して、そのお金で地元の仕事を作って、環境をきれいにしていくということもぜひ考えてもらわなきゃならない時期に来ているわけです。そのへんについて、村長の考え方を伺います。

○副議長（大谷元江君） 村長。

○村長（田中正治君） 空き家対策の土地の環境整備ということのご質問にお答えしたいと思いますけれども、議員がおっしゃるとおり、空き家の管理は全国的に、多くの自治体の課題となっております。私有地の維持管理を行政が行うことは非常にハードルが高く、制度化も難しい状況にあり、全国の自治体の頭を悩ませているところでございます。

そういった中で、法的根拠に基づく答弁で申し訳ありませんが、空き地となっている私有地の管理については、所有者が適切に管理すべきということになっています。雑草等が茂り、害虫の発生原因、交通障害などの環境問題が生じる恐れのある場合は、村にご相談をいただいたうえで、所有者に対し適切な管理を促し、場合によっては村内の事業者の利用を案内することも可能であると考えておりますので、まずは、村のほうにご相談をいただきたいと思っています。

○副議長（大谷元江君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） これをなぜやるかと言ったら、出て行った人が戻ってきてほしいという思いを村が政策としてやるということなんです。例えば、ちょっと病院に3カ月くらい入院してくるわと出て行っても、半年とか1年とか帰ってこれなくなる人たちがたくさんいるわけです。そういった意味で、うちの村は皆さんからもらったお金で地元で仕事を作って、管理をしますからということ

で環境整備料を検討していく中で、いつでも帰ってこれるように最低限の管理はできるようにお金をいただいてやりますと、こういうことなんです。そのへんを勘違いしないで、法律でいけば個人の所有ですから、村がどうのこうのというのはありません。村づくりからいけば今、当面出て行った人たちが帰ってこれるようにしてやるのと、リゾートの村が国道沿いに、国道から離れても同じなんですけれども、雑草が生えてどうもならんという状況、そして近所に大変迷惑をかけるという状況ですから、そういったことを村がやっていくということが必要だと思うんです。

つまり、住民の目線に立って、本当に住んでほしいよと言う思いを伝えるような施策をやっていただきたいということで、決して法律を破ってやれというようなことを言っているわけではなくて、法律があるからそれをもっと乗り越えてやれというだけの話なので、再度答弁をお願いします。

○副議長（大谷元江君） 村長。

○村長（田中正治君） 空き家対策の部分で、全国的な事例をいろいろと調べながら申し上げたつもりだったんですが、今、議員がおっしゃる一時的な空き家、あるいは戻る可能性のある空き家については、ご本人の意思があれば、それを一定程度業者に草刈等の管理をさせることは可能かなと思いますので、その制度設計については検討しなければならないと思いますけれども、そういった方向の空き家であれば、制度設計も含めて検討させていただきたいなと思っております。

○副議長（大谷元江君） ここで午後2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時10分

○副議長（大谷元江君） 休憩前に引き続き

会議を開きます。

5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 議長のお許しを頂きましたので私から3点質問させていただきます。まず1点目ですが、ニニウキャンプ場について村長に伺います。

令和2年2月の全員協議会の際、地域住民の合意形成を得た上で令和3年度をもってニニウキャンプ場の廃止、令和4年度用途廃止を進めたいと伺いました。村政執行方針の中でも存廃の検討と謳われておりますが、現在どのような動きをされているのか伺います。

また、近年のキャンプブームやコロナ禍におけるキャンプ場人気、SNS効果というのもあり、今シーズンの宿泊者数は4300人と伺いました。新聞報道では、利用者数は前年対比52%増の5620人と掲載されておりました。水源についての問題はありますが、観光目線で考えた場合、村にとって重要な施設と感じます。そのため、ニニウキャンプ場の継続、または移設、他施設との複合化などを検討するべきと考えます。令和元年度から集客が増加傾向にある中、どのように受け止め、検討していくのか伺います。

○副議長（大谷元江君） 村長。

○村長（田中正治君） 下川議員のご質問にお答えいたします。ニニウキャンプ場については、指定管理者が主催するイベントや環境整備、また、今年はキャンプブームやコロナ禍におけるキャンプ人気により、多くの利用がありました。一方で、水不足による一部施設の制限など、ニニウ地区の水源が大きな課題となっていたことから、キャンプ場及びニニウ地区給水施設の方向性について全員協議会で説明をし、村政執行方針においてキャンプ場の存廃について検討することとしました。全員協議会後の村の動きとしましては、庁

内での検討のほか、指定管理者に対して村の考え方について説明を行い、11月には上川総合振興局と存廃についての事前協議を行ってきたところでございます。もちろん決定事項ではなく、全員協議会で説明をした令和4年度において用途廃止の手続きに入る考えを持っているという内容であり、その手続等について協議をいただきました。

キャンプ場については、昭和61年度に完成し、途中、高速道路工事で休業を挟んで平成25年度に再開をしてから、利用者は増減を繰り返しながら増加し、本村の観光振興に寄与してきました。しかしながら、利用者数が増えることにより、ニニウ地区の水不足が深刻化するなど相反した状態が続いている実績があります。本村の自然を体感する観光資源としてキャンプ場を維持したいとの考えもありますが、この相反する状況を打開するには大変大きな財政出動を伴うことから、現状を維持したままでの課題解決は難しいとの考えにいたりました。

また、施設の移設、他施設との複合化などの選択もありますが、財源を投入して施設整備をする考え方は現在持っておりません。以上です。

○副議長（大谷元江君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 現在導入の予定はないということで、このまま廃止の方向に進むのであらうと認識しております。ただ、観光というものを考えた時に、今、占冠の中ではリゾートをはじめ、他施設がキャンプ場であったり、温泉であったり、温浴施設であったりだと思えますが、その中の一つがなくなるということは占冠を周遊してもらうことが減ってしまうのではないかなという危機感があります。

そして、令和4年度に向けて隣町では複合

型の商業施設であったり、新しいホテルをオープンさせようという動きがありますけれども、そうなってくると占冠の中央地区まで入ってきてもらうということが減ってしまうのではないかと思います。なので、そのために、財源がなく、今のところ新規で投入できるという予定はないと思えますけれども、何か対策を考えていかないと観光としても占冠の中に入ってきてくれるという関係人口も減ってしまうのではないかと危惧しています。

そういったことも含めて、やはり全く検討しないと云いますか、キャンプ場じゃなくても代替え案が何か必要になってくると思うんですね。キャンプ場は水の問題でどうしてもできない、環境維持をしていく上でも難しいということであれば、やはり同規模じゃなくても何か対策が必要かと思えますが、どのように考えますか。

○副議長（大谷元江君） 村長。

○村長（田中正治君） 代替え施設ということでございますけれども、基本的にキャンプ場が本村の観光資源の一つとなっていることは十分理解をしております。他方、村民の利用施設ではないということです。それから、地域の持続可能な地域づくりを考えた時に、本当にこれを維持することが良いのかという思いもあります。

そういった中で、複合化ということでは、例えば湯の沢温泉などが考えられますけれども、民間投資によることが基本ではないかと考えておまして、内容によっては一部支援することは可能かと思えます。最近では自転車ツアー、ライダー、そういった方も含めてキャンプする場所というのは大変人気があるとも聞いていますから、そういった利用を集約化するということも一つの選択肢としてはあるのかなとは考えております。以上です。

○副議長（大谷元江君） 5番、下川園子君。
○5番（下川園子君） 複合施設ですとか、そういったものを考える場合には民間でということなんです、民間で作っていただくにしても誘致をするための施策だったり、誘致は進めた方がいいのではないかと思います。そして、今回、ニニウキャンプ場については、今年度は特にコロナ禍だったということもあるかと思いますが、キャンセル待ちが2019年度196件だったのに対し、施設の利用制限があったとも伺っておりますが、2020年度は797件と、4倍くらいになってます。ということは、それだけニニウキャンプ場の認知度は上がっています。SNSで上げられている件数もタグ付けが700件以上検索できるような状況であるということは、ニニウキャンプ場という名前で占冠が多方面に売れている、アピールできているという現状だと思います。なので、やはりこれは民間の誘致を含めた検討というのを進めていくべきだと思いますが、いかがですか。

○副議長（大谷元江君） 村長。

○村長（田中正治君） まず、基本的な考え方です。ニニウで企業誘致だろうと、指定管理だろうと、まず水がない。水を確保するためには大きな財源が必要である。しかも、毎年ランニングコストがかかってくるという中で、実際にそこで営業しようという方は難しいんだろうなと思っています。先ほど申し上げたとおり、例えば湯の沢温泉の指定管理ですけれども、その一つの施設として一部キャンプ場をやってはどうかという提案はできるかと思いますけれども、それにしても、基本的には民間資金でやっていただくと。村としては自らそういった施設を作るという考えは持たないという基本的な姿勢で臨みたいと考えております。以上です。

○副議長（大谷元江君） 5番、下川園子君。
○5番（下川園子君） 私の言い方が悪かったのか、私もニニウキャンプ場での水源の問題というのが抱えたままになることは承知しておりますので、ニニウで絶対に続けた方がよいということではなく、何かしらの形で複合化ができるのであれば、そういったものも検討が必要なのかなと思っています。それが、仮に民間に作ってもらうということであれば、そういった誘致の方法を含め、検討していくべきだと思っておりますが、いかがですか。

○副議長（大谷元江君） 村長。

○村長（田中正治君） ただいまのご質問は理解できました。キャンプ場は村内にどのような形であれ、あるというのと、ないというのでは確かに観光誘致の面で大きな影響があるかと思っておりますので、先ほどちょっと申し上げたようなことも含めて、検討は進めてみたいと思います。

○副議長（大谷元江君） 5番、下川園子君。
○5番（下川園子君） 続きまして2点目の質問をさせていただきます。インフルエンザの予防接種について、こちらも村長に伺います。今年度はコロナウイルスの影響もあり、インフルエンザワクチンの不足については全国的に話題となっていました。例年、インフルエンザのワクチン接種の際、事前予約制で時間や人数を把握した上で実施と認識しております。しかし、今年度、事前に予約をしてもワクチン入手ができなくなったためと予約がキャンセルになる人が出ております。

その後の実施予定もなければ代替え案、他に接種できる場所の案内などもなく、できないという話で終了してしまっております。なぜ、今年予定数確保が困難になったのか。また、接種日直前になってから連絡をいただき、キャンセルになってしまうということにどの

ような理由があるのか伺います。

○副議長（大谷元江君） 村長。

○村長（田中正治君） インフルエンザ予防接種に対するご質問にお答えしたいと思います。この度はご予約をいただいた数量のインフルエンザ予防ワクチンを入手することができず、多くの村民の皆様にご迷惑をおかけしたことに対し、心よりお詫びを申し上げます。インフルエンザ予防接種は、例年10月からの接種で、高齢者や13歳未満の子どもを優先して事前予約を8月末から受け付けていました。

村立診療所ではインフルエンザワクチンを供給される医薬品卸売販売業者2社よりワクチンを確保しておりましたが、11月13日で医薬品卸売販売業者からのワクチン供給ができない旨を診療所より確認しました。17日以降の事前予約を受け付けていた予約接種者150人分を、医薬品卸売販売業者や近隣の病院関係にもワクチン数量の確認作業をしましたが、いずれも無理な状況との報告を受けました。また、同時期に富良野沿線の医療機関でも新規予約が中止となりました。

このような事態に至った経緯としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、全国的に予防接種希望者が増加し、全国的にワクチン供給が不足となったことが要因であり、当該の皆様方にはワクチン接種をお断りする事態となり、大変申し訳ございませんでした。

今般の事案から、来期以降の事前予約体制を改める方針で、まずは、ワクチン確保の確定数量分を65歳以上の高齢者、それから子どものワクチンを優先して確保し、残りを一般住民用として配分し、ワクチン供給の不足を招かないよう、予約体制で診療所との連携を図りながら対処したいと考えております。以

上です。

○副議長（大谷元江君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 今伺った内容によりますと、予約希望者よりも元々ワクチン供給量と言いますか、予定入荷量がそもそも足りていなかったということになると思います。来年度以降は、ワクチン確定の数量から逆算して予約を取っていくということなので、来年度以降はこういうことはないと思いますが、予約をしていて受けられないというのは、直前になってから連絡をもらってもどうすることもできません。他の病院に連絡をしたくても、他の病院でもワクチン不足というのは元々謳われていましたので、なかなか難しい条件だろうなど、住民にとっては難しい条件だと思います。

今の話の中で、供給できないという連絡があったのが11月13日だったということもあるんですけども、この時点で分かっていたなら、この時点で住民に各連絡ができたと思います。入手困難になりましたっていう連絡ができたかと思うんですけども、皆さんそれぞれ予約をされている1日前、もしくは2日前にしか連絡をもらえなかったと伺っています。連絡体制というのは、なぜそのような直前になってからの連絡体制なのか伺います。

○副議長（大谷元江君） 村長。

○村長（田中正治君） 先ほども申し上げましたけれども、ワクチンの入手ができないかどうか、さまざまな問屋さん、あるいは医療機関に問い合わせをしながらなんとか確保したいなど言うことで、その時間を要したかと思えます。16日までの接種については確保できていたものですから、17日以降の分についてそういった作業をする中で、最終的に難しいという判断になりまして、2日前、1日前の方もいらっしゃったと思いますが、そうい

ったことをご連絡を入れさせていただいたという関係でございます。以上です。

○副議長（大谷元江君） 5番、下川園子君。
○5番（下川園子君） 来期にいたってですけども、今年度、インフルエンザの予防接種をするにあたって予約を取る際に、先ほど65歳以上の方と13歳未満の子どもにおいては10月からということで、一般は11月から受けられますよということなんですけれども、対象人数が多いというのは理解ができるんですが、リゾート職員の方たちは10月の頭から受けられるような状況だったと思います。実際、取りまとめてもらって予約をしてもらっているということだと思うんですけども、仮にここが65歳以上の方であったり、13歳未満が10月で優先されるということであれば、リゾート職員の方も一般と同じ11月からが妥当なのではないかと思いますが、これは人数が多かったから優先されたということになるのでしょうか。

○副議長（大谷元江君） 村長。

○村長（田中正治君） リゾート職員について特別扱いにしたわけではなくて、一定の申し込みの中で順次割り振ったということのようです。子どもの場合は2回接種なんですね。その間が空くということでそこに入ったのかなというふうに想定されております。来年も当然、そっちを優先するという事はないということでございます。

○副議長（大谷元江君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 優先されたわけではないということなんですけれども、優先されないのであれば、今回、インフルエンザの予防接種のカレンダーには、月曜日はリゾート職員のみで、水曜日が10月にいたっては65歳以上の方と13歳未満の方ということなんです。そうすると、見え方としては10月頭から

受けられているリゾート職員は優先されていないと言えるんでしょうかという疑問が浮かんでくると思うんですよ。実際に10月では、10月12日、19日、26日という3回はリゾート職員が予防接種を受けられますよという予約枠になっています。トマム地区に関しては診療所、人数的にもこれで間に合うのかもしれませんが、水曜日の14日、21日、29日の3回に振り分けをされるということで、13歳未満は2回打たなきゃいけないというのであれば、12日の月曜日はそもそも13歳未満が打っても良いのではないかと思います。

これは優先されていると認識せざるを得ないというか、今回、コロナがあったから人員的に分けたかったという気持ちも分かるんですけども、それであれば、幼児が2回打たなきゃいけない、1カ月間を開けなければいけないのだから、それは前から分かっていることですよ。なので、2回受けてもなるべく早期に受けられるような体制を作ってあげるのが住民に対してのサービスなんじゃないかと思えます。なので、そういったものを来年度以降、ちゃんと検討して、やっていただけるのかというのは確認したいです。

○副議長（大谷元江君） 村長。

○村長（田中正治君） 先ほども申し上げたとおり、コロナウイルスの関係で密を避けるために分類をして日程を作られたと思いますけれども、議員のおっしゃるとおり、来年以降、ワクチン量に限りがあるのは分かりましたので、特別扱いというか、そういったことは別として、きちんと配慮しながら予防接種をやりたいと考えています。以上です。

○副議長（大谷元江君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 続きまして質問3点目です。コロナウイルス感染が現在も拡大している中、これからもまだ感染していくと思

いますが、学校、学童、保育所の運営方法について、村長・教育長の考えを伺います。

コロナウイルス感染が今現在まだ拡大している中、子供たちに負荷をかける生活に戻らないか、不安がよぎるようになってきました。以前の休校対策などはあまりにも長すぎて、子どもたちの精神的ストレスも多かったと感じています。今は誰もが感染しうる状況にある中、感染者が出た場合、学校、学童、保育所がどのような対応をしていくのか伺います。

○副議長（大谷元江君） 村長。

○村長（田中正治君） 私からは保育所、学童で感染者が出た場合の対応についてご答弁をしたいと思いますけれども、厚生労働省、子どもの家庭局子育て支援課より『放課後児童健全育成事業における新型コロナウイルス感染症への対応に係るQ&A』で対応策が示されており、この中では、市区町村がすべきこととして、都道府県の保健衛生部局と連携の上、感染者の状況の把握と共に、濃厚接触者の範囲の確認を行い、休所について判断を行うとされております。

また、休所する場合も保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応についての通知がございますので、これらの方針を踏まえて、休所の規模及び期間について北海道と相談しながら村の感染症対策本部に回り、臨時休所やその期間等を慎重に判断させていただきます。また、感染状況の把握については迅速に行ってまいりたいと考えております。

学校における対応については、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

○副議長（大谷元江君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。児童生徒等の感染が判明した場合、または、児童生徒等が感

染者との濃厚接触者に特定された場合には、各学校において当該児童生徒等に対し、学校保健安全法第9条に基づく出席停止の措置を取ります。なお、濃厚接触者に対して出席停止を取る場合の出席停止の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間としております。感染者や濃厚接触者が教員である場合には、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により、出勤させない扱いとします。

また、学校内で発熱等の風邪症状が発生した場合には、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。この場合、欠席日数とはせず、出席停止として記録してまいります。なお、特に、低年齢の児童等については安全に帰宅できるまでの間、学校に留まる必要があるケースもありますが、その場合には他者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をしてまいりたいと考えております。

○副議長（大谷元江君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 学校について伺います。感染者が出てしまったり、濃厚接触者が出た場合の対応というのは、今の説明で理解はできるんですが、実際、休校になってしまったとか、子どもの場合と言いますか、最近、無症状での感染が多いと言われていまして、そういった中で、学校には行けないけれども子どもは元気。または、先生方も学校には行けないけれども、校務はできるような状況というのが出てくるかと思えます。そういった場合、学校に行けなくなった児童生徒というのは、オンライン等で対応等がもう考えられているのか。以前、休校措置がかなり長かったので、この休校措置になってしまった場合の対応策というのは、何かでき上がっているの

ではないかと思うんですが、こういった対応をされていくのか伺います。

○副議長（大谷元江君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 今、基本的に考えているのは、なった場合に、前回みたいな長い期間になるかは別として、基本的にはまずペーパーを持って帰ってやってもらうということと、それと、子どもたちはパソコン等も使っていますのでテレビ会議システムを使ってできないかということで、先日、全員ではないですけども学校と家庭をつないだオンライン授業ができるか、その検証もさせていただきました。今後の状況により、前回は考えていなかったんですけども、今後においてはペーパーによる学習、そして場合によってはテレビ会議システムで対応することについても検討していきたいと考えております。すみません、オンライン学習の間違いです。訂正します。

○副議長（大谷元江君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） オンライン学習ということは、eライブラリとか、そういった今取り入れているものを使用してということなのかと思いますが、例えば、テレビ会議システムなのか、今いろいろなウェブ会議システムがありますので、そういったもので児童生徒とのコミュニケーションを取っていくとか、そういった方法ははまだ何も考えられていない現状なんでしょうか。

○副議長（大谷元江君） 教育長。

○教育長（藤本 武君） 先ほどの私の説明が悪かったかもしれませんが、eライブラリを使ってと言ったのは、各生徒がIDをもってできるというのが一つと、実際に生徒と先生がということでZoomを使ってできるかどうかを、使うかは別として先般、家庭と連携して使えるということが分かりまし

たので、今後、そういったことも含めてeライブラリはライブラリで、対面してもできる可能性があることが分かりましたので、それも併せて今後の検討課題として、どう扱っていくか状況に対応していきたいと思えます。

○副議長（大谷元江君） 5番、下川園子君。

○5番（下川園子君） 続きまして、学童と保育所について今一度村長に伺います。万が一、感染者が出てしまった場合や、濃厚接触者が出た場合に、保育所や学童も休園、休所のような対応が出てくるのかと思えます。濃厚接触者が出た場合には、周りにいる方全員がそういった対象になって身動きが取れないという状況になると思えますので、実際に濃厚接触者になった子たちは休まざるを得ない状況かと思うんですが、濃厚接触に満たさない場合、子どもたちはどのようにというか、預かってもらえる場所が全くなってしまうのか。条件が満たない子どもであれば預かってもらえるのか、そういったものが何か明確にされているのか。こういう場合は預けられます、この場合は預けられませんみたいなチャートと言いますか、そういったものが明確になっているのかを伺います。

○副議長（大谷元江君） 村長。

○村長（田中正治君） 一般的でありますけれども、濃厚接触に当たる方はまず保健所に濃厚接触者としての認定を受けて、当然、PCR検査を受けていただくと。濃厚接触者との接触者、準濃厚接触者になると思いますが、これは認定がなければ自宅待機、2週間ということになります。一般的に他市町村でも、そういった準濃厚接触者の方を登園、通園させているということではなくて、自宅待機になるとなっています。うちの規模ですと、実際に出たら休所になって平屋建てですから、一部の人が登園しても良いよということには

ならないと思います。最低2週間くらいは休園措置を取らざるを得ないというふうに考えています。

○副議長（大谷元江君） これで一般質問を終わります。

◎日程第4 認定第1号

○副議長（大谷元江君） 日程第4、認定第1号、令和元年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。本件について、決算特別委員会の報告を求めます。

決算特別委員長、五十嵐正雄君。

○決算特別委員長（五十嵐正雄君） 令和2年10月23日、占冠村議会議長、相川繁治様、占冠村議会決算特別委員会委員長、五十嵐正雄。決算特別委員会審査報告について。令和2年9月16日開催の第4回占冠村議会定例会において付託された、認定第1号、令和元年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件は、去る10月22日から23日、本委員会を開催し、審査の結果、認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○副議長（大谷元江君） これから令和元年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。この採決に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

（全議員起立）

○副議長（大谷元江君） 起立多数です。したがって令和元年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することと決定いたしました。

◎日程第5 議案第1号から日程第8 議案第4号

○副議長（大谷元江君） 日程第5、議案第1号、財産の無償譲渡についての件から日程第8、議案第4号、占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについてまでの件、4件を一括議題とします。

本件についての説明を求めます。議案第1号から議案第4号について、総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） それでは議案書1ページをお開きください。議案第1号、持参の無償譲渡についてご説明を申し上げます。本件は、字上トマム旧上寮地区の開発方針に基づく従業員寮等の整備に伴いまして、観光振興と地域経済の発展に寄与するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

譲渡します土地は、字トマム931番36。地目、山林。面積、91㎡と、字トマム931番37。地目、宅地。面積、61.46㎡の2筆でございます。

譲渡の目的は、既に取得している旧上寮を新たに従業員宿舎等に整備することに伴いまして、隣接するこれを無償で譲渡することで観光の振興と地域経済の発展に寄与するものでございます。譲渡の相手方は、北海道勇払郡占冠村字中トマム2171番地2、株式会社星野リゾート・トマム、代表取締役、石琨。

続きまして3ページをお願いいたします。議案第2号、占冠村議会議員及び占冠村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定することについてご説明を申し上げます。本件は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大、町

村議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布の解禁等について規定するものでございます。施行期日は公布の日から施行し、令和2年12月12日から適用とし、改正公職選挙法の施行日以後、その期日を告示される選挙について適用することとしております。

続きまして議案書7ページをお願いいたします。議案第3号、租税特別措置法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについてご説明を申し上げます。本件は、租税特別措置法の改正によりまして国税における利子割等の割合の見直しが行われ、これに併せて同日に公布された地方税等の一部を改正する法律による地方税法の改正により、延滞金及び還付加算金の割合が見直されたことから、本村における関係条例を改正する条例を制定するものでございます。

第1条から占冠村後期高齢者医療に関する条例、占冠村介護保険条例、占冠村特殊林産物振興資金条例、占冠村営住宅管理条例、占冠村公共下水道受益者分担金に関する条例、第6条、占冠村個別排水処理施設受益者分担金に関する条例までを改正するものでございます。施行期日は令和3年1月1日からとし、経過措置としまして、施行日前の期間に対する延滞金及び還付加算金については従前の例によることとしております。

続きまして、議案書13ページをお願いいたします。議案第4号、占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明を申し上げます。個人所得課税の見直しに伴いまして、所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替等を行うことによりまして、国民健康保険税の負担水準に関しまして不利益が生じないように保険者に係る所得等について、所要の見直しを行うものでございます。施行期日は令和3年1月

1日としておりまして、改正後の国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までは国民健康保険税について従前の例によることとしてございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（大谷元江君） これで提案理由の説明を終わります。

◎日程第9 議案第5号から日程第12 議案第8号

○副議長（大谷元江君） 日程第9、議案第5号、令和2年度占冠村一般会計補正予算、第6号の件から日程第12、議案第8号、令和2年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算、第1号の件までの件、4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。議案第5号については総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） それでは議案書15ページをお開きください。議案第5号、令和2年度占冠村一般会計補正予算、第6号についてご説明を申し上げます。令和2年度占冠村一般会計補正予算、第6号は、歳入歳出それぞれ70万円を減額し、歳入歳出の予算をそれぞれ28億4560万円とするものでございます。以下、事項別明細書において歳入からご説明を申し上げます。

20ページをお開きください。14款、1項、国庫負担金において1目、民生費国庫負担金は未熟児養育医療費国庫負担金25万円の増額です。

14款、2項、国庫補助金において2目、民生費国庫補助金は高齢者医療制度円滑運営事業費国庫補助金56万1千円、障害者総合支援事業費国庫補助金40万8千円の増額です。4目、土木費国庫補助金は社会資本整備総合交

付金79万3千円の減額でございます。

21ページをお願いいたします。15款、1項、道負担金において1目、民生費道負担金は未熟児養育医療費道負担金12万5千円の増額。

2目、保険基盤安定拠出金で1万2千円の増額。

15款、2項、道補助金において4目、農林業費道補助金は村有林保育事業道補助金91万8千円の減額です。

22ページをお願いいたします。16款、2項、財産売払収入において1目、不動産売払収入は土地建物売払収入59万1千円の増額。

23ページをお願いいたします。18款、1項、繰入金において1目、財政調整基金繰入金は1549万3千円の減額。2目、畜産振興基金繰入金は520万1千円の増額です。

24ページをお願いいたします。19款、1項、繰越金において1目、繰越金は前年度繰越金188万8千円の増額です。

25ページをお願いいたします。20款、3項、貸付金元利収入において3目、特殊林産物振興資金貸付金収入は2万8千円の減額です。

20款、4項、受託事業収入において1目、後期高齢者医療広域連合受託事業収入は980万円の増額です。

20款、5項、雑入において1目、雑入は英会話教室受講料11万5千円の増額でございます。

26ページをお願いいたします。21款、1項、村債において1目、総務債は臨時財政対策債で241万9千円の減額でございます。

次に歳出についてご説明を申し上げます。27ページをお願いします。1款、1項、議会費において1目、議会費は費用弁償36万1千円、普通旅費27万9千円、議長交際費5万7千円、自動車等借上料2万6千円、管内議員研修会負担金3千円、議長全国大会負担金10

万円の減額です。

28ページをお願いいたします。2款、1項、総務管理費において1目、一般管理費は特別旅費30万1千円の減額です。4目、財産管理費は普通旅費2万1千円、燃料費13万5千円の減額。5目、総合センター管理費は修繕料12万2千円の増額です。

2款、6項、監査委員費において1目、監査委員費は費用弁償3万6千円、普通旅費3万円、燃料費9千円、高速道路使用料1万9千円、富良野地区監査委員協議会負担金2万円の減額でございます。

29ページをお願いいたします。3款、1項、社会福祉費において1目、社会福祉総務費は障がい者福祉システム導入委託料86万2千円の増額。2目、老人福祉費は会計年度任用職員報酬2万3千円、80歳記念写真5万6千円、参加者・欠席者記念品5万8千円、消耗品費4万5千円、燃料費3千円、食糧費39万5千円、手数料2万円の減額です。介護保険会計繰出金は100万円の増額でございます。

3款、2項、児童福祉費において2目、保育所費は会計年度任用職員報酬89万4千円の減額、光熱水費25万円の増額です。

30ページをお願いいたします。4款、1項、保健衛生費において1目、保健衛生総務費は健康管理システム改修委託料35万円、地域センター病院周産期医療体制確保対策負担金4万円の増額です。2目、予防費は財源振替でございます。4目、医療費は未熟児養育医療費50万円の増額。5目、後期高齢者医療費は後期高齢者医療会計繰出金57万3千円の増額。

31ページをお願いします。6款、1項、農業費において3目、畜産業費は農業振興資金貸付金520万1千円の増額です。

6款、2項、林業費において1目、林業振興費は熊・鹿駆除捕獲奨励金42万円の増額、

保育間伐工事費501万5千円、林業生産基盤整備道開設伐開工事103万4千円の減額。

32ページをお願いいたします。8款、3項、住宅費において1目、住宅管理費は修繕料384万7千円の増額。社会資本整備総合交付金工事392万7千円、住宅用火災警報器交換工事40万5千円、村営住宅改修工事30万8千円の減額です。

33ページをお願いいたします。10款、1項、教育総務費において3目、義務教育振興費は養育相談支援事業11万5千円の増額。

10款、2項、小学校費において1目、学校管理費は学校廃棄物処理委託料20万円の増額。

10款、4項、社会教育費において1目、社会教育総務費は費用弁償4万円、普通旅費9万5千円、神楽保存会補助金15万円、文化連盟運営補助金4万円の減額でございます。2目、公民館費は費用弁償2万円、普通旅費5万円、手数料3万5千円の減額でございます。

34ページをお願いいたします。10款、5項、保健体育費において1目、保健体育総務費は手数料3万円、プール管理業務14万円の減額です。

35ページをお願いいたします。14款、1項、職員費において1目、職員費は財源振替でございます。

戻りまして16ページ、17ページをお願いいたします。補正後の歳入歳出の予算は第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○副議長（大谷元江君） 議案第6号及び議案第8号については、住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 議案書37ページをお願いいたします。議案第6号、令和2年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号の提案理由の説明をいたします。今回、歳入歳出それぞれ40万円を追加し、歳入歳出

の総額を1億6410万円にしようとするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

以下、事項別明細にて41ページをお願いいたします。歳入でございます。1款、1項、国民健康保険税、1目、一般被保険者国民健康保険税は、医療給付費分現年課税分で450万円の減額、後期高齢者支援金分現年課税分は302万円の減額です。介護納付金分現年課税分は72万6千円の減額です。

42ページをお願いします。3款、1項、国庫補助金、1目、国庫補助金は災害等臨時特例補助金としまして116万8千円の増額です。

43ページです。4款、1項、道補助金、1目、保険給付費等交付金では特別交付金で77万8千円の増額です。

44ページをお願いいたします。5款、1項、繰入金、1目、一般会計繰入金は職員給与費等繰入金40万円の増額です。2目、国保財政調整基金繰入金は630万円の増額です。

45ページから歳出となります。1款、1項、総務管理費、1目、一般管理費におきまして一般職の職員手当40万円の増額です。

46ページをお願いいたします。3款、1項、国民健康保険事業納付金、1目、一般被保険者医療給付費分から3目の介護納付金分まで財源振替となっております。

続きまして議案書57ページをお願いいたします。議案第8号、令和2年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算、第1号の提案理由の説明をいたします。今回、歳入歳出それぞれ60万円を追加しまして、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1850万円にしようとするものです。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

以下、事項別明細にてご説明申し上げます。61ページをお願いいたします。1款、1項、後期高齢者医療保険料、2目、普通徴収保険料、現年分の普通徴収保険料は2万7千円の増額です。

62ページです。3款、1項、一般会計繰入金、1目、事務費繰入金は56万1千円の増額。2目、保険基盤安定繰入金は1万2千円の増額です。

63ページ、歳出の説明です。1款、1項、総務管理費、1目、一般管理費におきまして、後期高齢者医療システム改修費としまして56万1千円の増額です。

64ページです。2款、1項、後期高齢者医療広域連合納付金、1目、後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定負担金としまして1万7千円の増額、保険料等負担金で2万2千円の増額です。以上で提案理由の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（大谷元江君） 議案第7号については、福祉子育て支援課長、木村恭美君。

○福祉子育て支援課長（木村恭美君） 議案書47ページをお願いいたします。議案第7号、令和2年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第3号についてご説明申し上げます。令和2年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第3号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億1520万円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書においてご説明いたします。51ページをお願いいたします。歳入についてご説明いたします。3款、2項、国庫補助金において3目、事業費補助金、介護保

険事業費補助金で92万6千円の増額。

52ページをお願いいたします。7款、1項、一般会計繰入金、4目、その他一般会計繰入金、事務費繰入金で100万円の増額。

53ページです。8款、1項、1目、繰越金、前年度繰越金で107万4千円の増額でございます。

続きまして歳出にまいります。54ページをお願いいたします。1款、1項、総務管理費、1目、一般管理費において消耗品費5万5千円、印刷製本費1万4千円、介護保険関係システム改修委託料193万1千円の増額でございます。

55ページをお願いいたします。2款、1項、介護サービス等諸費、1目、居宅介護サービス等給付費で100万円の増額でございます。

戻りまして48ページ、49ページをお願いいたします。補正後の額につきましては第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○副議長（大谷元江君） これで提案理由の説明を終わります。

◎散会宣言

○副議長（大谷元江君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後3時18分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 3 年 1 月 7 日

占冠村議会副議長 大 谷 元 江

(署 名 議 員)

占冠村議会議員 児 玉 眞 澄

占冠村議会議員 藤 岡 幸 次

令和2年第6回占冠村議会定例会会議録（第2号）

令和2年12月11日（金曜日）

○議事日程

			議長開会宣言（午前10時）
日程第 1	議案第 1号		財産の無償譲渡について
日程第 2	議案第 2号		占冠村議会議員及び占冠村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定することについて
日程第 3	議案第 3号		租税特例措置法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて
日程第 4	議案第 4号		占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第 5	議案第 5号		令和2年度占冠村一般会計補正予算（第6号）
日程第 6	議案第 6号		令和2年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 7	議案第 7号		令和2年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 8	議案第 8号		令和2年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第 9	諮問第 1号		人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第 10			閉会中の継続調査・所管事務調査申出

○出席議員（6人）

副議長	1番	大谷元江君	2番	藤岡幸次君
	3番	五十嵐正雄君	5番	下川園子君
	6番	小林潤君	7番	児玉眞澄君

○欠席議員（1人）

議長 8番 相川繁治君

○出席説明員

（長部局）

占冠村長	田中正治	副村長	松永英敬
会計管理者	伊藤俊幸	総務課長	多田淳史
企画商工課長	三浦康幸	農林課長	平岡卓
林業振興室長	根本治	建設課長	小林昌弘
住民課長	小尾雅彦	福祉子育て支援課長	木村恭美
トマム支所長	平川満彦	総務担当主幹	阿部貴裕
職員厚生担当主幹	森田梅代	財務担当主幹	鈴木智宏

税務担当主幹	佐々木 智 猛	農業担当主幹	杉岡 裕 二
林業振興室主幹	高 桑 浩	建築担当主幹	嵯峨 典 子
国保医療担当主幹	小瀬 敏 広	保健予防担当主幹	岡本 叔 子
社会福祉担当主幹	野原 大 樹	介護担当主幹	細川 明 美
子育て支援室主幹	石坂 勝 美		
(教育委員会)			
教 育 長	藤 本 武	教 育 次 長	合 田 幸
学校教育兼総務担当主幹	松 永 真 里	社会教育担当主幹	蠣 崎 純 一
(農業委員会)			
事 務 局 長	平 岡 卓		
(選挙管理委員会)			
書 記 長	多 田 淳 史		
(監査委員)			
監 査 委 員	木 村 英 記	監 査 委 員	児 玉 眞 澄
事 務 局 長	岡 崎 至 可		

○出席事務局職員

事 務 局 長	岡 崎 至 可	主 事	久 保 璃 華
---------	---------	-----	---------

◎開議宣言

○副議長（大谷元江君） おはようございます。ただいまの出席議員は6名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程

○副議長（大谷元江君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎議案訂正

○副議長（大谷元江君） 昨日、12月10日、村長から提出された令和2年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号について、占冠村会議規則第20条の規定により訂正したいとの申し出がありましたので、訂正理由の説明を求めます。

住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 昨日ご提案させていただきました令和2年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号におきまして、歳入に計上しておりました5款、繰入金、1項、繰入金の補正内容に訂正がございました。

本来であれば、2目の国保財政調整基金繰入金で全額の670万円を計上するところを、1目、一般会計繰入金にて40万円、2目の国保財政調整繰入金で630万円と計上しておりました。今回、これを2目の国保財政調整基金繰入金にて670万円と訂正させていただきたく再度ご説明申し上げます。なお、今回の訂正は事項別明細書の財源の訂正でありまして、補正予算額には変更はございません。大変申し訳ございませんでした。以上でございます。

◎日程第1 議案第1号

○副議長（大谷元江君） 日程第1、議案第1号、財産の無償譲渡についての件を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○副議長（大谷元江君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○副議長（大谷元江君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第1号、財産の無償譲渡についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（大谷元江君） 異議なしと認めます。

したがって議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第2 議案第2号

○副議長（大谷元江君） 日程第2、議案第2号、占冠村議会議員及び占冠村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○副議長（大谷元江君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

んか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第2号、占冠村議会議員及び占冠村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 異議なしと認めます。

したがって議案第2号は原案のとおり可決しました。

◎日程第3 議案第3号

○副議長(大谷元江君) 日程第3、議案第3号、租税特別措置法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについての件を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第3号、租税特別措置法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 異議なしと認めます。

したがって議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 議案第4号

○副議長(大谷元江君) 日程第4、議案第4号、占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第4号、占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 異議なしと認めます。

したがって議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5 議案第5号

○副議長(大谷元江君) 日程第5、議案第5号、令和2年度占冠村一般会計補正予算、

第6号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） 31ページの6款、2項、林業費の14節、工事請負費の中の保育間伐工事費の件であります。これについては今年度の予算を審議する3月の議会の中で、説明を受けた中では、保育間伐工事費については、3記番、3箇所18haを実施するという説明を受けております。金額は1039万9千円ということです。今回、48%、501万5千円が不実行ということで減額予算が計上されております。まず、1点目は、この48%も減るのは理由があると思いますし、前回の説明の時には急峻地があつて、要は傾斜がきつところがあつて作業ができないんだというようなことが主だという話を聞いております。今回、この3箇所については、当然、必要性があるから当初予算で事業を組んだと思います。まずは保育間伐の確認。

それから2つ目は、不実行の原因と併せて、各記番の予定面積、実行面積を明らかにしていただきたいと思つています。普通であれば、今回はたまたま実行できなかったんだけど、次年度でこれらについては実行するのか。つまり、当初実行を計画したのは、保育間伐が必要な箇所だから事業を組んだと、18ha。それが今回、急峻地のためにとつてということであれば、普通はあり得ない話。

つまり、現地を十分に踏査して、この箇所については保育間伐が必要だということから当初予算を上げたわけですから、こういうことは普通はあり得ない話で、もし、やってみて現地で急だったというなら発注側の大きな問題になります。ですから、このへんについて、私やこの間、林業問題を村がこれから取り組

んでいくに当たっては、もっと職員の人達を含めてきちんと現地を見れるような目を作っていくことが必要だと。そういった現地を確認して、必要性があるから予算を組んで、なんとか実行してやっていると、これが基本だと思うんです。そのへんについて、普通は有り得ないことが起きたわけですから、問題点を明らかにして、反省するところはきちんと反省してもらつて、今後、こういったことがないような形で、必要のあるところについては実行していくということをお願いしたいと思つていますが、このへんについて伺います。

○副議長（大谷元江君） 林業振興室長、根本治君。

○林業振興室長（根本 治君） 五十嵐議員の質問にお答えいたします。議案書31ページ、6款、2項、1目、林業振興費の保育間伐工事費につきましてです。この件につきましては、中央の10の9小班、それから中トマム22の13小班、それから42の22林班、双珠別地区の3箇所になります。全部で17.96ha、約18haというふうにご説明をさせていただいております。それで4.27haが全体で減りまして、大きく減っているのは42の22林班です。双珠別地区ですね。合計で13.69haとなりました。

これにつきましては急峻という説明というか、実は土質が悪くて、重機を入れてみたらぐつと下がるような軟弱地盤だったということがございました。周辺もドロの木がトドマツの林に入り込むような非常に湿地の多い場所で、これはやはり保育間伐が必要な箇所ですけれども、実際には作業をしてみると下流に影響を与える可能性があつたということで作業を止めました。積算段階では、この間も説明させていただいているんですが、標準作業単価が示されていない中で20%くらい前年よ

り標準単価を上げて試算をしておりました。今後については、その標準単価の在り方も見直ししながら進めていきたいと思っています。

この現地の見方なんですけれども、非常に技術を要するのかなと思っています。機械だとか作業力とかもありますので、保育間伐を実際に必要だから組んだんですけれども、今、占冠の山自体が非常に高齢級化をしております、本来、事前に間伐をもう既に入れても良いようなところでも高齢級化していて、今やっているようなところは結構、条件が悪い箇所を、事業を確保するという観点も含めながら一生懸命精査をしてやっている段階ということで、通常の、言ってみれば混んでいるから間伐入れようねというよりも、そういう現地の選び方よりも、非常に技術力のある現地の選び方が必要になってきています。そういった中で、いろいろと職員にも知識を普及しながら今後やっていきたいと思っています。よろしくをお願いします。

○副議長（大谷元江君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） ドロの木が大変繁茂していて、そういったものを処分しなければ本来の造林木が成長していかないということで、そういう作業をやったけれども現地に入ったらという話です。普通は、そういった場所の悪いところや下流に水を取っているとかがあったりとか、河川を汚すようなところの作業については、冬山造材をやって、冬山作業をやって直接土壌、それから水道をちよさないという形の作業が普通は考えて行われるわけです。特に村有林等については、里山にあるわけですから、そういう危険性は多くある箇所に造林地があるわけで、事業の適地、いつやるかというのも大きく作業工程にも出てきますので、いろいろな判断ができる

ようにしていかなければ、何がなんでも地元の仕事を作るために条件が悪くても何でもやらせるということがあれば、事業体も困るし、あわせて山そのものを駄目にしてしまうということなので、同じ湿地帯が多いところであれば、雪山を使って上手に作業していくと。いろいろな方法があるわけで、そのへんももっと創意工夫しながら。

問題は、きちんと事業を発注するにあたって事業因子の調査とか、条件調査をやることを現地できちんとやっていけば、こういう問題は起きないわけですね。ですから、そのへんも反省して、内部で十分検討していただきながら、同じお金を投資して山づくりをしていくのであれば、一番効率性のある山づくりをするのと併せて、条件調査を十分にしていくような職員のスキルアップというか、そういったものもこれから林業振興室の中で議論しながら、私は前回も予算の時に言いましたように、条件調査等も一人に任せるのではなくて、現地を職員皆で見に行って、これはこういう条件だなと。これはこの時期にやったら山づくりにならないかと、そういういろいろなことを同じ目線で見に行けるような職員を作っていくようにぜひ努力をしていただきたいということで終わります。

○副議長（大谷元江君） 林業振興室長、根本治君。

○林業振興室長（根本 治君） 条件調査は今年度もそうなんですけれども、皆で間伐調査の強化月間を設けてやらせていただいております。昨年度までは作っていなかったんですけれども、今年度は作らせていただいております。

冬山造材の関係なんですけれども、実は8.8haとかなり広いところでして、冬山造材をやるには凍結期なものですから12月から、

あるいは3月だとか、限られた数カ月間ということになります。3記番で回ってくる中であって、秋から冬にかけての上手い具合の事業体の仕事のスピードというんですかね、凍結期間にここに入れるかという調整がなかなか難しいものがございました。一步間違えると、秋のぐちゃぐちゃの時期に作業してしまう可能性があったということで、あとは補助申請の関係とかもありまして、2月の中旬くらいまでということで、さまざまな障害、事案を考えながらやってきています。今後についてもそういったところも皆で十分考えられるようなスタイルを設けながらやっていきたいと思っています。

○副議長（大谷元江君） 3番、五十嵐正雄君。

○3番（五十嵐正雄君） どうも理屈を付けて正当化しようという議論になってしまうので、ここは素直に受け止めて、林業振興室でもいろいろな調査も職員全体でやるようにやっていますと。まさにそのようなことをやっていただきたいし、事業とかやる期間、これは主導的に村がこの時期にやってほしいということで事業体の作業が続かないという問題もありますから、そのために薪生産の中でそこに行って、薪づくりを仕事がつながらない時期については村内の事業体がそこで雇用調整できるように作っているわけですから、木質バイオマスで薪生産をその期間はやらせよう。そして、事業が一番良い時期になれば、村で事業をやってくださいという組み合わせをやっていけばできるので、木質バイオマスの薪生産は当初、そういうことで出発したにもかかわらず、なかなかそういった利用ができていない。雇用調整をそこでやれるようにしたはずなのにできていないということでは、再度、全体を見直して取り組んでいた

だきたいと思います。以上です。

○副議長（大谷元江君） 林業振興室長、根本治君。

○林業振興室長（根本 治君） 分かりました。

○副議長（大谷元江君） 他に質疑はありませんか。

7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 2点について伺います。同じく31ページなんですけれども、6款、農林業費、2項、1目、林業振興費、7節、報償費、熊・鹿駆除捕獲奨励金でありますけれども、今回42万円の増額。9月議会でも21万円の補正があったわけです。当初予算が225万となっておりますので、合わせて288万という予算になるわけなんですけれども、熊・鹿、これらについてのこれまでの捕獲実績を教えてくださいたいと思います。

続いて、33ページ、10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費、12節、委託料に学校廃棄物処理委託料が補正されております。この内容について。以上2点お伺いします。

○副議長（大谷元江君） 林業振興室長、根本治君。

○林業振興室長（根本 治君） 児玉議員の質問にお答えいたします。6款、農林業費、2項、林業費、1目、林業振興費の熊・鹿駆除捕獲奨励金の関係です。当初予算で300頭分を見込んでおりました。9月補正で30頭分ということで増額しております。現予算でいけば330頭分というところなんですけれども、10月末までに310頭ということで、今後60頭分、単価7千円で見込んで42万円ということで増額させていただいております。以上です。

○副議長（大谷元江君） 教育次長、合田幸君。

○教育次長（合田 幸君） 児玉議員の質問にお答えします。33ページにあります10款、2項、小学校費、1目、学校管理費、12節、委託料の学校廃棄物処理委託料20万円についてです。学校備品の廃棄におきまして、3校分なんですけれども、その処理に当たる廃棄処理料の委託として20万円計上させていただくものでございます。以上です。

○副議長（大谷元江君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（大谷元江君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（大谷元江君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第5号、令和2年度占冠村一般会計補正予算、第6号の件を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（大谷元江君） 異議なしと認めます。

したがって議案第5号は原案のとおり可決しました。

◎日程第6 議案第6号

○副議長（大谷元江君） 日程第6、議案第6号、令和2年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、児玉眞澄君。

○7番（児玉眞澄君） 41ページ、歳入でありますけれども、1款、1項、1目、一般被保険者国民健康保険税であります。1節、2節、3節においてそれぞれ減額しております。合計補正額が824万6千円で、税収合計が減額されて2438万8千円となっております。前年度決算では3千万程度の収入になっております。今年度、なぜこれだけ減額となるのか、その理由について伺います。

○副議長（大谷元江君） 住民課長、小尾雅彦君。

○住民課長（小尾雅彦君） 41ページの歳入、1款、1項、国民健康保険税、1目の一般被保険者の国民健康保険税ですが、当初予算では約400人ほどの国保加入者の推計で計上しておりました。コロナ禍においてのリゾート就業者の動向で大きく左右しておりまして、現状は約270人ということで、人数が激減しております。130人ほど見込みから少ない状況でございまして、決算ベースで言っても昨年度との格差があるんですけれども、この現状を何とか国保財政の基金からの繰り入れで持たせたいということでございます。厳しいことには変わりがございませんので、3月までの動向を注視しながら国保の運営をしていきたいと思っております。以上です。

○副議長（大谷元江君） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（大谷元江君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（大谷元江君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第6号、令和2年度占冠村国

民健康保険事業特別会計補正予算、第3号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 異議なしと認めます。

したがって議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 議案第7号

○副議長(大谷元江君) 日程第7、議案第7号、令和2年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第3号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第7号、令和2年度占冠村介護保険特別会計補正予算、第3号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 異議なしと認めます。

したがって議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8 議案第8号

○副議長(大谷元江君) 日程第8、議案第8号、令和2年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算、第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第8号、令和2年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算、第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(大谷元江君) 異議なしと認めます。

したがって議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 諮問第1号

○副議長(大谷元江君) 日程第9、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(田中正治君) 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和2年12月10日提出、占冠村長、田中正治。記、住所、占冠村字中央。氏名、皆川仁、昭和30年6月30日生まれ。

現任の人権擁護委員であります山下由美子氏が令和3年3月31日をもって任期満了になります。ついては、その後任者として皆川仁氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。同氏はこれまで30年以上、教員として従事してきました。また、高齢者大学の講師としても活躍してきたことから、博識かつ誠実な人柄であり、地域住民の信望も厚く、適任と考えております。なお、同氏の経歴につきましては別紙のとおりでございます。任期は令和3年4月1日から令和6年3月31日まででございます。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○副議長（大谷元江君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（大谷元江君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議案となっております諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての件は、適任と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（大谷元江君） 異議なしと認めます。

したがって諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての件は、適任と認めることに決定いたしました。

○副議長（大谷元江君） 日程第10、閉会中の継続調査・所管事務調査申出の件を議題とします。議会運営委員長及び総務産業常任委員長から会議規則第74条の規定により、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査・所管事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査・所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（大谷元江君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・所管事務調査とすることに決定いたしました。

◎閉会宣言

○副議長（大谷元江君） 以上をもって本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（大谷元江君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。令和2年第6回占冠村議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時39分

◎日程第10 閉会中の継続調査・所管事務調査申出

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 3 年 1 月 7 日

占冠村議会副議長 大 谷 元 江

(署 名 議 員)

占冠村議会議員 児 玉 眞 澄

占冠村議会議員 藤 岡 幸 次